



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成26年 9月30日火曜日 第2610号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県会計規則等の一部を改正する規則..... (子育て支援課) ... 788

## 告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 789

施術機関の指定..... ( " ) ... 789

指定医療機関の辞退..... ( " ) ... 790

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... ( " ) ... 790

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... ( " ) ... 790

介護機関（介護予防事業者）の指定..... ( " ) ... 790

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... ( " ) ... 791

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... ( " ) ... 791

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... ( " ) ... 791

指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退..... ( " ) ... 792

指定介護機関（介護予防事業者）の辞退..... ( " ) ... 792

道路の区域変更（県道上尾峠久万線）..... (中予地方局管理課) ... 792

道路の供用開始（ " ）..... ( " ) ... 792

## 訓 令

愛媛県公印規程等の一部を改正する訓令..... (子育て支援課) ... 793

## 公 告

人事行政の運営等の状況の公表..... (人事課) ... 795

## 規 則

### ○愛媛県規則第35号

愛媛県会計規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県会計規則等の一部を改正する規則

（愛媛県会計規則の一部改正）

第1条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>（支出決議書の作成）</p> <p><b>第43条</b> 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金</p> <p>(18)～(28) 省略</p> <p>2 省略</p> | <p>（支出決議書の作成）</p> <p><b>第43条</b> 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 母子福祉資金貸付金_____及び寡婦福祉資金貸付金</p> <p>(18)～(28) 省略</p> <p>2 省略</p> |

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(地方局各部の所掌事務)</p> <p><b>第23条 省略</b></p> <p>2 健康福祉環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活保護、児童福祉、母子福祉、<u>父子福祉</u>、老人福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関すること。</p> <p>(3)~(10) 省略</p> <p>3・4 省略</p> | <p>(地方局各部の所掌事務)</p> <p><b>第23条 省略</b></p> <p>2 健康福祉環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活保護、児童福祉、母子福祉_____、老人福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関すること。</p> <p>(3)~(10) 省略</p> <p>3・4 省略</p> |

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第3条 住民基本台帳法施行細則(平成14年愛媛県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |  |                       |   |         |  |  |        |  |                       |  |         |  |
|---|---|--|-----------------------|---|---------|--|--|--------|--|-----------------------|--|---------|--|
| <p><b>別表第2(第8条関係)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1~3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 条例別表第2 4の項の規則で定める事務</td> <td><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、その連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></td> </tr> <tr> <td>5~10 省略</td> <td></td> </tr> </table> | 1~3 省略  |  | 4 条例別表第2 4の項の規則で定める事務 | <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、その連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u> | 5~10 省略 |  | <p><b>別表第2(第8条関係)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1~3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 条例別表第2 4の項の規則で定める事務</td> <td><u>母子及び寡婦福祉法_____ (昭和39年法律第129号)による母子福祉資金貸付金_____ 又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、その連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></td> </tr> <tr> <td>5~10 省略</td> <td></td> </tr> </table> | 1~3 省略 |  | 4 条例別表第2 4の項の規則で定める事務 | <u>母子及び寡婦福祉法_____ (昭和39年法律第129号)による母子福祉資金貸付金_____ 又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、その連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u> | 5~10 省略 |  |
| 1~3 省略  |   |  |                       |   |         |  |  |        |  |                       |  |         |  |
| 4 条例別表第2 4の項の規則で定める事務   | <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、その連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u> |  |                       |   |         |  |  |        |  |                       |  |         |  |
| 5~10 省略   |   |  |                       |   |         |  |  |        |  |                       |  |         |  |
| 1~3 省略  |   |  |                       |   |         |  |  |        |  |                       |  |         |  |
| 4 条例別表第2 4の項の規則で定める事務   | <u>母子及び寡婦福祉法_____ (昭和39年法律第129号)による母子福祉資金貸付金_____ 又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、その連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u>    |  |                       |   |         |  |  |        |  |                       |  |         |  |
| 5~10 省略   |   |  |                       |   |         |  |  |        |  |                       |  |         |  |

**附 則**

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

**告 示**

○愛媛県告示第1113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年9月30日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称   | 医療機関の所在地        | 指 定<br>年 月 日  |
|-----------|-----------------|---------------|
| コスモ薬局れんげ店 | 西予市宇和町れんげ965-39 | 平成26年<br>9月1日 |
| ひまわり薬局    | 西予市宇和町永長123-3   | 平成26年<br>9月1日 |

○愛媛県告示第1114号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成26年9月30日

愛媛県知事 中村時広

| 施 術 機 関 |     | 施 術 所    |               | 指 定 年 月 日 |
|---------|-----|----------|---------------|-----------|
| 氏 名     | 住 所 | 名 称      | 所 在 地         |           |
| 木口嵩稜    | -   | わかば鍼灸整骨院 | 伊予郡松前町西高柳67-1 | 平成26年8月8日 |

○愛媛県告示第1115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成26年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称  | 医療機関の所在地            | 辞退年月日       |
|----------|---------------------|-------------|
| 西予市立宇和病院 | 西予市宇和町卯之町一丁目246番地 1 | 平成26年 9月21日 |

○愛媛県告示第1116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成26年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称 | 主たる事務所の所在地     | 指定訪問看護事業等を行う事業所    |                | 指定年月日      |
|---------------------|----------------|--------------------|----------------|------------|
|                     |                | 名称                 | 所在地            |            |
| 株式会社すてっぷ            | 今治市立花町二丁目9番27号 | 訪問看護リハビリステーションすてっぷ | 今治市立花町三丁目2番35号 | 平成26年 7月2日 |
| 株式会社日和              | 伊予市市場甲419番地 3  | 訪問看護ステーションいちば      | 伊予市市場甲419番地 3  | 平成26年 8月1日 |

○愛媛県告示第1117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成26年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称         | 主たる事務所の所在地       | 居宅介護事業を行う事業所   |                   | 指定年月日       |
|--------------------------|------------------|----------------|-------------------|-------------|
|                          |                  | 名称             | 所在地               |             |
| 医療法人陽成会                  | 今治市拝志 1番26号      | グループホームヒロセ     | 今治市国分七丁目4番36号     | 平成26年 8月1日  |
| 医療法人陽成会                  | 今治市拝志 1番26号      | グループホームヒロセドゥーエ | 今治市国分七丁目5番11号     | 平成26年 8月1日  |
| 合同会社桃花                   | 新居浜市河内町 1番7号     | ヘルパーステーション桃花   | 新居浜市西の土居町二丁目11-10 | 平成26年 8月1日  |
| 株式会社四国中央ケアサービス           | 四国中央市中曾根町1051番地  | デイサービスセンターなないろ | 四国中央市中曾根町1051番地   | 平成26年 8月21日 |
| 株式会社夢・たまご                | 大洲市平野町野田乙961番地 1 | デイサービスセンター夢の里  | 大洲市阿蔵字フカ井甲758番地10 | 平成26年 8月26日 |
| 株式会社医方の森                 | 西条市大町1576番地 2    | なぎの樹介護サービス     | 西条市大町1576番地 2     | 平成26年 8月28日 |
| 株式会社トータルコンディショニングサポートJ's | 今治市阿方甲441番地 6    | リハビリデイサービスじんの  | 今治市阿方甲441番地 6     | 平成26年 9月2日  |

○愛媛県告示第1118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成26年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業を行う事業所 |     | 指定年月日 |
|------------------|------------|--------------|-----|-------|
|                  |            | 名称           | 所在地 |       |

|                          |                 |                |                   |               |
|--------------------------|-----------------|----------------|-------------------|---------------|
| 医療法人陽成会                  | 今治市拝志 1 番26号    | グループホームヒロセ     | 今治市国分七丁目 4 番36号   | 平成26年 8 月 1 日 |
| 医療法人陽成会                  | 今治市拝志 1 番26号    | グループホームヒロセドゥーエ | 今治市国分七丁目 5 番11号   | 平成26年 8 月 1 日 |
| 合同会社桃花                   | 新居浜市河内町 1 番 7 号 | ヘルパーステーション桃花   | 新居浜市西の土居町二丁目11-10 | 平成26年 8 月 1 日 |
| 株式会社四国中央ケアサービス           | 四国中央市中曾根町1051番地 | デイサービスセンターなないろ | 四国中央市中曾根町1051番地   | 平成26年 8 月21日  |
| 株式会社夢・たまご                | 大洲市平野町野田乙961番地1 | デイサービスセンター夢の里  | 大洲市阿蔵字フカ井甲758番地10 | 平成26年 8 月26日  |
| 株式会社医方の森                 | 西条市大町1576番地 2   | なぎの樹介護サービス     | 西条市大町1576番地 2     | 平成26年 8 月28日  |
| 株式会社トータルコンディショニングサポートJ's | 今治市阿方甲441番地 6   | リハビリデイサービスじんの  | 今治市阿方甲441番地 6     | 平成26年 9 月 2 日 |

## ○愛媛県告示第1119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地         | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所 |                 | 廃止年月日        |
|------------------|--------------------|-------------------|-----------------|--------------|
|                  |                    | 名称                | 所在地             |              |
| 株式会社ふじ           | 新居浜市久保田町一丁目 8 - 12 | サン訪問介護三島事業所       | 四国中央市中之庄町621番地1 | 平成26年 8 月31日 |
| 株式会社ふじ           | 新居浜市久保田町一丁目 8 - 12 | 介護プラザサン三島事業所      | 四国中央市中之庄町621番地1 | 平成26年 8 月31日 |

## ○愛媛県告示第1120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地         | 廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所 |                 | 廃止年月日        |
|--------------------|--------------------|---------------------|-----------------|--------------|
|                    |                    | 名称                  | 所在地             |              |
| 株式会社ふじ             | 新居浜市久保田町一丁目 8 - 12 | サン居宅介護三島事業所         | 四国中央市中之庄町621番地1 | 平成26年 8 月31日 |

## ○愛媛県告示第1121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 廃止に係る介護予防事業を行う事業所 |                 | 廃止年月日      |
|------------------|-----------------|-------------------|-----------------|------------|
|                  |                 | 名称                | 所在地             |            |
| 株式会社ふじ           | 新居浜市久保田町一丁目8-12 | サン訪問介護三島事業所       | 四国中央市中之庄町621番地1 | 平成26年8月31日 |
| 株式会社ふじ           | 新居浜市久保田町一丁目8-12 | 介護プラザサン三島事業所      | 四国中央市中之庄町621番地1 | 平成26年8月31日 |

○愛媛県告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退があった。

平成26年9月30日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 辞退に係る居宅介護事業を行う事業所 |                 | 辞退年月日      |
|------------------|-----------------|-------------------|-----------------|------------|
|                  |                 | 名称                | 所在地             |            |
| 株式会社よしまる         | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 訪問介護未来            | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 平成26年8月31日 |

○愛媛県告示第1123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（介護予防事業者）の辞退があった。

平成26年9月30日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 辞退に係る介護予防事業を行う事業所 |                 | 辞退年月日      |
|------------------|-----------------|-------------------|-----------------|------------|
|                  |                 | 名称                | 所在地             |            |
| 株式会社よしまる         | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 訪問介護未来            | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 平成26年8月31日 |

○愛媛県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名    | 区間                              | 旧・新別 | 敷地の員幅            | 延長              | 備考 |
|-------|--------|---------------------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県道    | 上尾峠久万線 | 伊予郡砥部町川登3096番2から<br>同町満穂648番7まで | 旧    | メートル<br>4.5～18.1 | キロメートル<br>0.127 |    |
|       |        |                                 | 新    | 18.1～50.0        | 0.127           |    |

○愛媛県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

愛媛県知事 中村時広

|       |        |                                 |             |
|-------|--------|---------------------------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                   | 供用開始の日      |
| 県 道   | 上尾峠久万線 | 伊予郡砥部町川登3096番2から<br>同町満穂648番7まで | 平成26年 9月30日 |

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般  
地 方 局

愛媛県公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成26年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公印規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県公印規程の一部改正)

第1条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後      |       |                    |                    | 改 正 前      |       |                  |         |                  |
|------------|-------|--------------------|--------------------|------------|-------|------------------|---------|------------------|
| 別表2(第3条関係) |       |                    |                    | 別表2(第3条関係) |       |                  |         |                  |
| 専 用 公 印    |       |                    |                    | 専 用 公 印    |       |                  |         |                  |
| 種別         | 管守場所  | 数                  | 専 用 区 分            | 種別         | 管守場所  | 数                | 専 用 区 分 |                  |
| 知事<br>印    | 省略    |                    |                    | 知事<br>印    | 省略    |                  |         |                  |
|            | 東予地方局 | 省略                 | <u>母子父子寡婦福祉資金用</u> |            | 東予地方局 | 省略               | 1       | <u>母子寡婦福祉資金用</u> |
|            |       | 1                  |                    |            |       | 省略               |         |                  |
|            | 中予地方局 | 省略                 | <u>母子父子寡婦福祉資金用</u> |            | 中予地方局 | 省略               | 1       | <u>母子寡婦福祉資金用</u> |
|            |       | 1                  |                    |            |       | 省略               |         |                  |
| 南予地方局      | 省略    | <u>母子父子寡婦福祉資金用</u> | 南予地方局              | 省略         | 1     | <u>母子寡婦福祉資金用</u> |         |                  |
|            | 1     |                    |                    | 省略         |       |                  |         |                  |
| 省略         |       |                    | 省略                 |            |       |                  |         |                  |
| 省略         |       |                    |                    | 省略         |       |                  |         |                  |

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                       |            |     |         |        |        | 改 正 前                       |            |     |         |        |        |        |        |
|-----------------------------|------------|-----|---------|--------|--------|-----------------------------|------------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|
| 別表第5(第4条関係)                 |            |     |         |        |        | 別表第5(第4条関係)                 |            |     |         |        |        |        |        |
| 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項 |            |     |         |        |        | 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項 |            |     |         |        |        |        |        |
| 組<br>織<br>名                 | 事務の<br>種 類 | 事 項 | 決 裁 区 分 |        |        | 組<br>織<br>名                 | 事務の<br>種 類 | 事 項 | 決 裁 区 分 |        |        |        |        |
|                             |            |     | 知<br>事  | 専 決 者  |        |                             |            |     | 知<br>事  | 専 決 者  |        |        |        |
|                             |            |     |         | 部<br>長 | 局<br>長 |                             |            |     |         | 課<br>長 | 主<br>幹 | 部<br>長 | 局<br>長 |

|                            |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 子<br>育<br>て<br>支<br>援<br>課 | 1・2<br>省略   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                            | 3 母子<br>及び父<br>子並び<br>に寡婦<br>福祉法<br>の施行<br>に關す<br>る事務 | 1 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに關すること。   |  |  |  |  |  |  |  |
|                            |   | (1) 資金の貸付け(行う業務が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子・父子福祉団体に対する貸付けに限る。)の決定(第14条、第31条の6第4項、第32条第4項、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則(以下この部において「規則」という。)第4条から第6条まで、第24条第1項) |  |  |  |  |  |  |  |
|                            |   | (2)~(12) 省略  |  |  |  |  |  |  |  |
|                            | 2 省略  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                            | 4~13<br>省略  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                           |   |  |      |        | 改正前                           |   |  |  |      |     |        |        |        |
|-------------------------------|---|--|------|--------|-------------------------------|---|--|--|------|-----|--------|--------|--------|
| <b>別表第3</b> (第4条関係)           |   |  |      |        | <b>別表第3</b> (第4条関係)           |   |  |  |      |     |        |        |        |
| 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項 |   |  |      |        | 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項 |   |  |  |      |     |        |        |        |
| 組織名                           | 事務の種類   | 事項   | 決裁区分 |        |                               | 組織名   | 事務の種類  | 事項   | 決裁区分 |     |        |        |        |
|                               |   |  | 局長   | 専決者    |                               |   |  |  | 局長   | 専決者 |        |        |        |
|                               |   |  |      | 部<br>長 | 課<br>長                        | 主<br>幹  |  |  |      |     | 部<br>長 | 課<br>長 | 主<br>幹 |
| 地域<br>福祉<br>課                 | 1~7<br>省略   |  |      |        |                               | 地域<br>福祉<br>課   | 1~7<br>省略                                    |  |      |     |        |        |        |
|                               | 8 母子<br>及び父<br>子並び<br>に寡婦<br>福祉法<br>の施行<br>に關す<br>る事務   | 1 省略   |      |        |                               |   | 8 母子<br>及び寡<br>婦福祉<br>法<br>の施行<br>に關す<br>る事務 | 1 省略   |      |     |        |        |        |
|                               |   | 2 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金(行う事業が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子・父子福祉団体に対する貸付金を除く。)に關すること。 |      |        |                               |   |  | 2 母子福祉資金貸付金<br>及び寡婦福祉資金<br>貸付金(行う事業が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子福祉団体)に対する貸付金を除く。)に關すること。 |      |     |        |        |        |
|                               | (1) 資金の貸付けの決定(第13条、第14条、第31条の6第1項から第4項まで、第32条第1項、第2項、第4項、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則(以下この部において「規則」という。)第4条から第6条まで、第24条第1項) |  |      |        |                               | (1) 資金の貸付けの決定(第13条、第14条、第32条第1項、第3項、<br>、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則(以下この部において「規則」という。)第4条から第6条まで、第24条第1項) |  |  |      |     |        |        |        |

|           |             |  |  |  |  |
|-----------|-------------|--|--|--|--|
|           | (2)~(10) 省略 |  |  |  |  |
|           | 3 ~ 5 省略    |  |  |  |  |
| 9 ~ 29 省略 |             |  |  |  |  |
| 備考 省略     |             |  |  |  |  |

|           |             |  |  |  |  |
|-----------|-------------|--|--|--|--|
|           | (2)~(10) 省略 |  |  |  |  |
|           | 3 ~ 5 省略    |  |  |  |  |
| 9 ~ 29 省略 |             |  |  |  |  |
| 備考 省略     |             |  |  |  |  |

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(地方局長の専決事項)</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に關する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、<br/> <u>第14条(同法第31条の6第4項及び第32条第4項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第31条の6第1項から第3項まで並びに第32条第1項及び第2項の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けの決定に關すること(行ふ事業が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子・父子福祉団体に對する貸付けを除く。第9号までにおいて同じ。)</u>。</p> <p>(1)の4 母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条第1項(同法第34条第1項において準用する場合を含む。)<u>の規定に基づく売店等の設置の許可に關すること(行ふ事業が2以上の地方局の所管区域にわたる母子・父子福祉団体に係るものを除く。)</u>。</p> <p>(2)~(13) 省略</p> <p>4~9 省略</p> | <p>(地方局長の専決事項)</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に關する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 母子及び寡婦福祉法第13条(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)<u>及び第14条(同法第32条第3項において準用する場合を含む。)</u><br/> <u>の規定に基づく母子福祉資金貸付金</u><br/> <u>及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けの決定に關すること(行ふ事業が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子福祉団体に對する貸付けを除く。第9号までにおいて同じ。)</u>。</p> <p>(1)の4 母子及び寡婦福祉法 <u>第25条第1項(同法第34条第1項において準用する場合を含む。)</u><u>の規定に基づく売店等の設置の許可に關すること(行ふ事業が2以上の地方局の所管区域にわたる母子福祉団体に係るものを除く。)</u>。</p> <p>(2)~(13) 省略</p> <p>4~9 省略</p> |

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成26年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成25年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で565人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。



## (7) 知事

(単位：人)

| 区分 | 行政事務 | 総合土木 | 建築 | 農業 | 畜産 | 林業 | 水産 | 化学 | 薬剤師 | 心理判定員 |
|----|------|------|----|----|----|----|----|----|-----|-------|
| 男性 | 34   | 14   | 3  | 2  | 1  | 2  | 2  | 2  | 4   | 0     |
| 女性 | 14   | 0    | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  | 1  | 0   | 1     |
| 合計 | 48   | 14   | 3  | 3  | 2  | 2  | 2  | 3  | 4   | 1     |

| 区分 | 児童自立支援専門員 | 児童指導員 | 保健師 | 医師 | 獣医師 | 看護師 | 言語聴覚士 | 海技士 | 合計 |
|----|-----------|-------|-----|----|-----|-----|-------|-----|----|
| 男性 | 1         | 0     | 1   | 0  | 1   | 0   | 0     | 1   | 68 |
| 女性 | 1         | 1     | 1   | 1  | 2   | 4   | 1     | 0   | 29 |
| 合計 | 2         | 1     | 2   | 1  | 3   | 4   | 1     | 1   | 97 |

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

## (4) 公営企業管理者

(単位：人)

| 区分 | 行政事務 | 医師 | 薬剤師 | 診療放射線技師 | 臨床検査技師 | 理学療法士 | 臨床工学技士 | 看護師 | 合計  |
|----|------|----|-----|---------|--------|-------|--------|-----|-----|
| 男性 | 1    | 20 | 3   | 3       | 1      | 1     | 1      | 9   | 39  |
| 女性 | 0    | 11 | 1   | 0       | 5      | 0     | 2      | 90  | 109 |
| 合計 | 1    | 31 | 4   | 3       | 6      | 1     | 3      | 99  | 148 |

割愛採用者は除いている。

## (7) 教育委員会

(単位：人)

| 区分 | 行政事務 | 小中学校教諭 | 高等学校等教諭 | 高等学校実習助手 | 養護教諭 | 学校事務 | 栄養教諭 | 合計  |
|----|------|--------|---------|----------|------|------|------|-----|
| 男性 | 1    | 48     | 27      | 1        | 0    | 9    | 0    | 86  |
| 女性 | 0    | 42     | 41      | 0        | 13   | 15   | 2    | 113 |
| 合計 | 1    | 90     | 68      | 1        | 13   | 24   | 2    | 199 |

割愛採用者は除いている。

## (工) 警察本部長

(単位：人)

| 区分 | 警察官 | 警察官(武道) | 鑑識(法医) | 警察事務 | 少年補導職員 | 航空整備士 | 海技士 | 合計  |
|----|-----|---------|--------|------|--------|-------|-----|-----|
| 男性 | 88  | 2       | 1      | 1    | 1      | 2     | 1   | 96  |
| 女性 | 15  | 1       | 0      | 9    | 0      | 0     | 0   | 25  |
| 合計 | 103 | 3       | 1      | 10   | 1      | 2     | 1   | 121 |

## イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成25年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて815人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区 分       | 知事  | 公営企業管理者 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計  |
|-----------|-----|---------|-------|-------|-----|
| 定 年 退 職   | 90  | 16      | 265   | 59    | 430 |
| 定 年 前 退 職 | 33  | 121     | 171   | 60    | 385 |
| 合 計       | 123 | 137     | 436   | 119   | 815 |

割愛退職者は除いている。

## ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成21年度に再任用された職員については3回、平成22年度以降については4回に限り任期を更新することができます。平成25年度における新規再任用者数は120人、任期更新者数は208人、離職者数は37人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区 分     | 知事 | 公営企業管理者 | 議会議長 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計  |
|---------|----|---------|------|-------|-------|-----|
| 新規再任用者数 | 39 | 6       | 0    | 57    | 18    | 120 |
| 任期更新者数  | 94 | 10      | 2    | 86    | 16    | 208 |
| 離職者数    | 10 | 2       | 0    | 18    | 7     | 37  |

## エ 職員数の状況

平成25年及び平成26年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成26年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成26年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

|                |      | 職 員 数             |                   | 対前年<br>増減数    | 主 な 増 減 理 由                |
|----------------|------|-------------------|-------------------|---------------|----------------------------|
|                |      | 平成25年             | 平成26年             |               |                            |
| 一般<br>行政<br>部門 | 議 会  | 30                | 29                | 1             |                            |
|                | 総務企画 | 610               | 621               | 11            | 国体準備業務の増                   |
|                | 税 務  | 191               | 182               | 9             | 業務執行体制の効率化                 |
|                | 民 生  | 344               | 345               | 1             | 子ども・子育て支援新制度対応             |
|                | 衛 生  | 483               | 473               | 10            | 看護専門学校の間接委譲                |
|                | 労 働  | 86                | 85                | 1             |                            |
|                | 農林水産 | 1,020             | 1,016             | 4             | 業務執行体制の効率化                 |
|                | 商 工  | 196               | 201               | 5             | 営業機能の強化、瀬戸内しまのわ2014実施体制の強化 |
|                | 土 木  | 805               | 798               | 7             | 業務執行体制の効率化                 |
|                | 小 計  | 3,765<br>[ 135 ]  | 3,750<br>[ 148 ]  | 15<br>[ 13 ]  |                            |
| 特別<br>行政<br>部門 | 教 育  | 12,392            | 12,259            | 133           | 児童生徒数の減少による教職員の減           |
|                | 警 察  | 2,792             | 2,807             | 15            | 法令基準の充足による警察官の増            |
|                | 小 計  | 15,184<br>[ 177 ] | 15,066<br>[ 215 ] | 118<br>[ 38 ] |                            |
| 公 営 企 業 部 門    |      | 1,991<br>[ 16 ]   | 1,991<br>[ 17 ]   | ± 0<br>[ 1 ]  |                            |
| 合 計            |      | 20,940<br>[ 328 ] | 20,807<br>[ 380 ] | 133<br>[ 52 ] |                            |
| ( 条例定数 )       |      | ( 21,980 )        | ( 21,852 )        | ( 128 )       |                            |

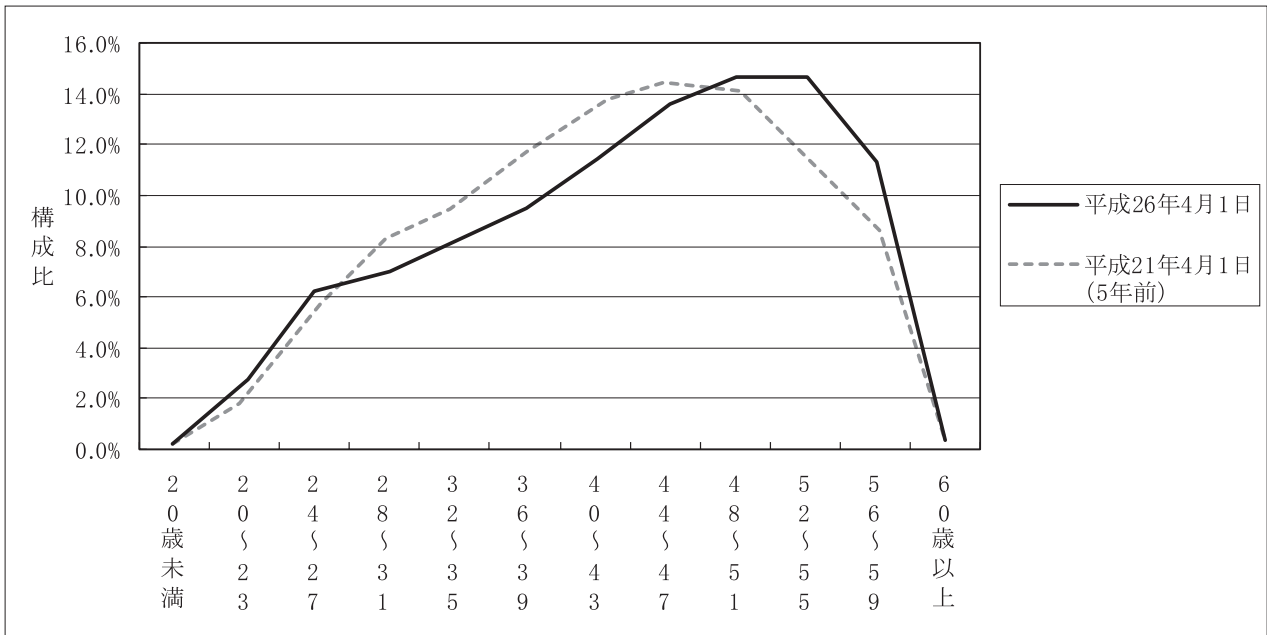
注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

2 [ ]内は、再任用短時間職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局(公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



| 区分     | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計      |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 職員数(人) | 54    | 549     | 1,311   | 1,453   | 1,722   | 1,983   | 2,371   | 2,819   | 3,064   | 3,039   | 2,364   | 78    | 20,807 |
| 構成比    | 0.3%  | 2.6%    | 6.3%    | 7.0%    | 8.3%    | 9.5%    | 11.4%   | 13.5%   | 14.7%   | 14.6%   | 11.4%   | 0.4%  | 100.0% |

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

| 計 画 期 間   |           | 数 値 目 標  |
|-----------|-----------|--|
| 始 期       | 終 期       |  |
| 平成24年4月1日 | 平成27年4月1日 | 平成27年4月1日までの4年間で一般行政部門の職員数（3,861人）を160人程度（4%）削減（第五次定員適正化計画）。 |

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 第五次定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

| 区分     | 職員数 | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年              | 平成27年 | 平成24～27年計               | (参考) 数値目標 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------------------|-------|-------------------------|-----------|
|        |     | (計画前年) | (1年目)  | (2年目)  | (3年目)              | (4年目) |                         |           |
| 一般行政部門 | 職員数 | 3,861  | 3,795  | 3,765  | 3,735<br>[3,750]   |       |                         | 3,700人程度  |
|        | 増減  |        | 66     | 30     | 30<br>[15]         |       | 126<br>[111]<br>(78.8%) | 160人程度    |
| 教育部門   | 職員数 | 12,707 | 12,532 | 12,392 | 12,232<br>[12,259] |       |                         |           |
|        | 増減  |        | 175    | 140    | 160<br>[133]       |       | 475<br>[448]            |           |
| 警察部門   | 職員数 | 2,776  | 2,797  | 2,792  | 2,807              |       |                         |           |
|        | 増減  |        | 21     | 5      | 15                 |       | 31                      |           |
| 公営企業部門 | 職員数 | 2,002  | 1,997  | 1,991  | 1,989<br>[1,991]   |       |                         |           |
|        | 増減  |        | 5      | 6      | 2<br>[±0]          |       | 13<br>[11]              |           |

|   |     |        |        |        |                      |  |                |  |
|---|-----|--------|--------|--------|----------------------|--|----------------|--|
| 計 | 職員数 | 21,346 | 21,121 | 20,940 | 20,763<br>[ 20,807 ] |  |                |  |
|   | 増減  |        | 225    | 181    | 177<br>[ 133 ]       |  | 583<br>[ 539 ] |  |

- 注1 計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間です。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。  
 3 [ ]内の数値は、フルタイム再任用職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。  
 なお、フルタイム再任用職員については、第五次定員適正化計画における数値目標の対象外としています。

## (2) 給与の状況

### ア 総括

#### (ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成25年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

| 区分     | 住民基本台帳人口<br>(平成26年1月1日現在) | 歳出額<br>(A)     | 実質収支         | 人件費<br>(B)     | 人件費率<br>(B/A) | 平成24年度<br>の人件費率 |
|--------|---------------------------|----------------|--------------|----------------|---------------|-----------------|
| 平成25年度 | 1,427,866 人               | 615,451,031 千円 | 1,788,347 千円 | 165,155,663 千円 | 26.8 %        | 29.4 %          |

#### (イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成26年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

| 区分     | 職員数<br>(A) | 給与費           |               |               |                | 1人当たり<br>平均給与費<br>(B/A) |
|--------|------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------------------|
|        |            | 給料            | 職員手当          | 期末・勤勉手当       | 計 (B)          |                         |
| 平成26年度 | 19,444 人   | 86,088,022 千円 | 13,890,607 千円 | 31,004,492 千円 | 130,983,121 千円 | 6,736 千円                |

- 注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。  
 2 職員数は、平成26年度当初予算に計上された数値であり、平成26年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

#### (ウ) 特記事項

平成26年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

##### 特別職

| 区分                 | 給料       | 期末手当          |
|--------------------|----------|---------------|
| 知事                 | 25 / 100 | 減額後の給料の月額による額 |
| 副知事                | 15 / 100 |               |
| 教育長、公営企業管理者、常勤監査委員 | 12 / 100 |               |

#### (エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

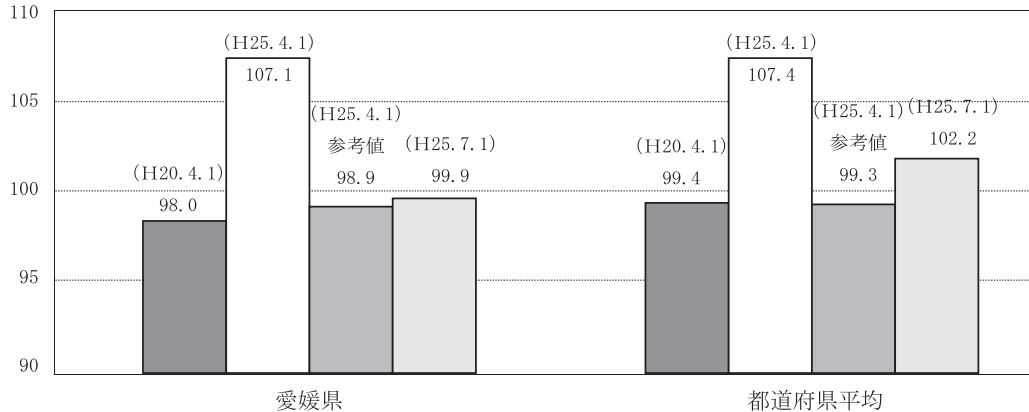
ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成25年4月1日におけるラスパイレス指数は、国家公務員の給与減額措置が実施されていたことから、107.1となっていますが、都道府県の平均と比べると同程度となっており、国家公務員の給与減額措置がないものとした場合の同指数（参考値）は98.9と国よりも低

くなっています。

また、本県では、平成25年7月1日から国家公務員に準じた給与減額措置を実施したことから、同日におけるラスパイレズ指数は99.9となっています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大18%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が71.2%（25年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.3%（26年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレズ指数には反映されていません。



本県では、平成20年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職2.6～6.0%）を実施

- 注1 ラスパイレズ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレズ指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成25年4月1日におけるパーシェ指数は、国家公務員の給与減額措置が実施されていたことから、106.8となっていますが、都道府県平均（107.4）と比べると低くなっていると同時に、国家公務員の給与減額措置がないものとした場合の同指数（参考値）は98.4と国よりも低くなっています。

また、本県では、平成25年7月1日から国家公務員に準じた給与減額措置を実施したことから、同日におけるパーシェ指数は99.4となっています。

なお、ラスパイレズ指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



本県では、平成20年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職2.6～6.0%）を実施

## イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成26年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員1,991人及び再任用短時間勤務職員380人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、18,815人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下ウにおいて同じ。）3,995人（21.2パーセント）、技能労務職265人（1.4パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職3,276人（17.4パーセント）、中学校・小学校教育職7,954人（42.3パーセント）及び公安職2,435人（12.9パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

| 区 分   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 愛 媛 県 | 44.8歳 | 347,490円 | 440,901円 |

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

| 区 分          | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|--------------|-------|----------|----------|
| 愛 媛 県        | 50.1歳 | 332,322円 | 371,574円 |
| うち<br>用務員    | 49.4歳 | 328,789円 | 371,077円 |
| うち<br>自動車運転手 | 53.9歳 | 339,330円 | 377,095円 |
| うち<br>学校給食員  | 48.4歳 | 324,880円 | 355,927円 |

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者）

| 区 分   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 愛 媛 県 | 43.5歳 | 380,293円 | 431,512円 |

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

| 区 分   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 愛 媛 県 | 46.0歳 | 386,035円 | 422,814円 |

e 公安職（公安職給料表適用者）

| 区 分   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 愛 媛 県 | 38.3歳 | 319,661円 | 422,258円 |

注1 平均給料月額とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

平成26年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

| 区 分       | 愛 媛 県 | 国                                    |
|-----------|-------|--------------------------------------|
| 一 般 行 政 職 | 大学卒   | 総合職（大卒） 181,200円<br>一般職（大卒） 172,200円 |
|           | 高校卒   | 一般職（高卒） 140,100円                     |
|           | 高校卒   | -                                    |
| 技 能 労 務 職 | 高校卒   | 137,789円                             |
|           | 中学卒   | 122,122円                             |

|            |     |          |                  |
|------------|-----|----------|------------------|
| 高等学校教育職    | 大学卒 | 204,924円 | -                |
| 中学校・小学校教育職 | 大学卒 | 204,924円 | -                |
| 公 安 職      | 大学卒 | 198,047円 | 総合職(大卒) 203,100円 |
|            |     |          | 一般職(大卒) 200,000円 |
|            | 高校卒 | 165,408円 | 一般職(高卒) 161,500円 |

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

平成26年4月1日現在における代表的な職種別の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分        |     | 経験年数10年  | 経験年数20年  | 経験年数25年  | 経験年数30年  |
|------------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 一 般 行 政 職  | 大学卒 | 262,245円 | 363,802円 | 383,277円 | 404,245円 |
|            | 高校卒 | 212,148円 | 307,356円 | 359,815円 | 376,102円 |
| 技 能 労 務 職  | 高校卒 |          | 274,450円 | 304,486円 | 333,973円 |
|            | 中学卒 |          |          |          |          |
| 高等学校教育職    | 大学卒 | 306,417円 | 407,296円 | 428,691円 | 444,306円 |
|            | 高校卒 |          |          | 379,613円 | 400,711円 |
| 中学校・小学校教育職 | 大学卒 | 301,472円 | 392,591円 | 414,232円 | 430,107円 |
|            | 高校卒 |          |          |          |          |
| 公 安 職      | 大学卒 | 283,094円 | 399,069円 | 417,387円 | 424,645円 |
|            | 高校卒 | 248,406円 | 356,243円 | 397,072円 | 413,317円 |

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

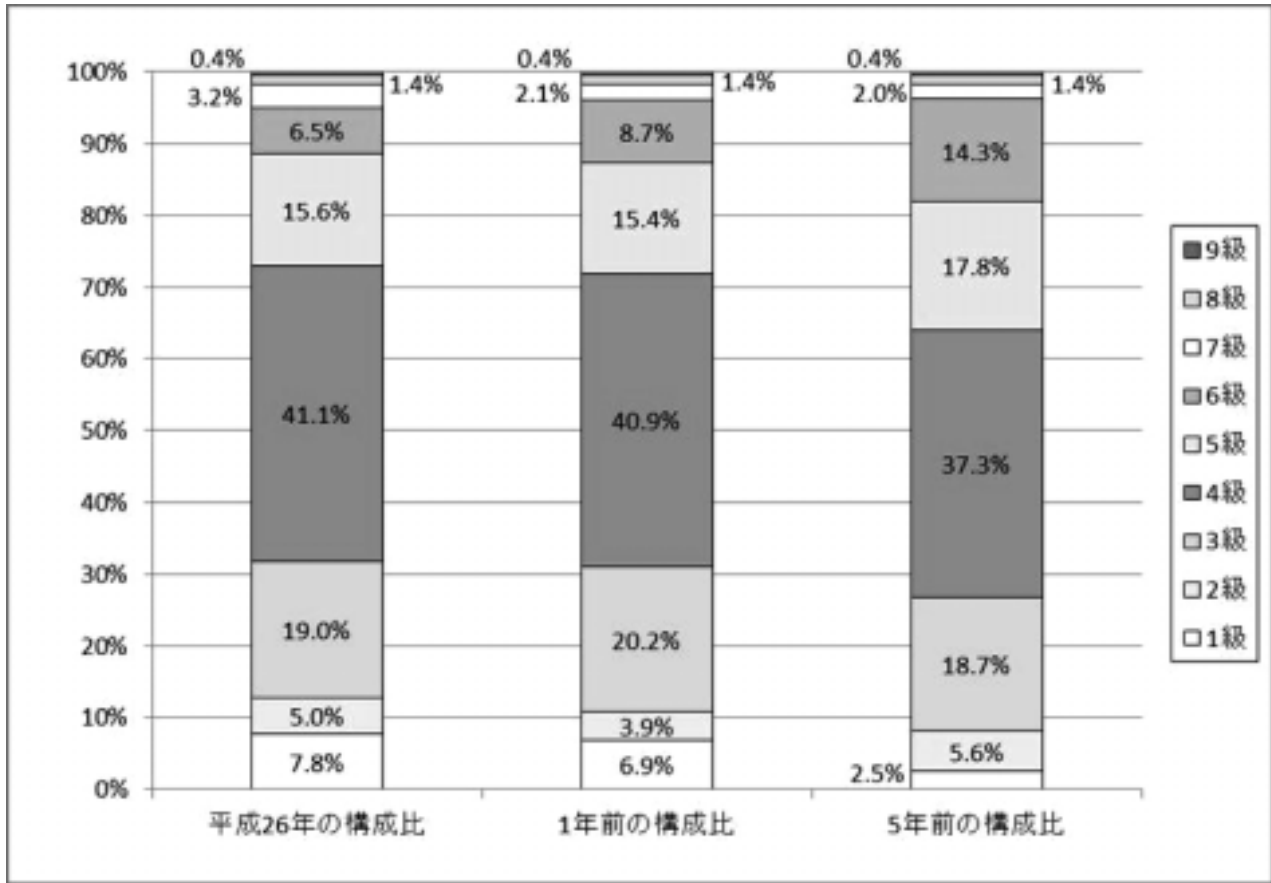
本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

平成26年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数    | 構成比    | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|----|----------|--------|--------|----------|-----------|
| 1級 | 主事・技師    | 310人   | 7.8%   | 136,183円 | 244,747円  |
| 2級 | 主事・技師    | 199人   | 5.0%   | 186,598円 | 309,123円  |
| 3級 | 主任・係長    | 759人   | 19.0%  | 223,858円 | 356,225円  |
| 4級 | 専門員      | 1,637人 | 41.1%  | 263,026円 | 389,969円  |
| 5級 | 課長補佐・主幹  | 620人   | 15.6%  | 290,443円 | 402,322円  |
| 6級 | 課長       | 258人   | 6.5%   | 321,978円 | 424,417円  |
| 7級 | 参事       | 129人   | 3.2%   | 367,774円 | 458,161円  |
| 8級 | 局長       | 56人    | 1.4%   | 414,775円 | 480,256円  |
| 9級 | 部長       | 17人    | 0.4%   | 466,597円 | 540,012円  |
| 計  |          | 3,985人 | 100.0% |          |           |

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 再任用職員は含んでいません。



## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成25年度普通会計決算ベースの額です。

### (ア) 期末手当・勤勉手当

| 愛 媛 県                |          | 国                   |          |
|----------------------|----------|---------------------|----------|
| 1人当たり平均支給額（平成25年度決算） |          | -                   |          |
| 1,572千円              |          |                     |          |
| （平成25年度支給割合）         |          | （平成25年度支給割合）        |          |
| 期末手当                 | 勤勉手当     | 期末手当                | 勤勉手当     |
| 2.6月分                | 1.35月分   | 2.6月分               | 1.35月分   |
| (1.45)月分             | (0.65)月分 | (1.45)月分            | (0.65)月分 |
| （加算措置の状況）            |          | （加算措置の状況）           |          |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置  |          | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.75月分となっています。

注2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。



(イ) 退職手当（平成26年 4 月 1 日現在）

| 愛 媛 県   |          |           | 国  |          |           |
|---|----------|-----------|--|----------|-----------|
| （支給率）   | 自己都合     | 勤奨・定年     | （支給率）  | 自己都合     | 勤奨・定年     |
| 勤続20年   | 21.62 月分 | 27.025 月分 | 勤続20年  | 21.62 月分 | 27.025 月分 |
| 勤続25年   | 30.82 月分 | 36.57 月分  | 勤続25年  | 30.82 月分 | 36.57 月分  |
| 勤続35年   | 43.7 月分  | 52.44 月分  | 勤続35年  | 43.7 月分  | 52.44 月分  |
| 最高限度額   | 52.44 月分 | 52.44 月分  | 最高限度額  | 52.44 月分 | 52.44 月分  |
| その他の加算措置  |          |           | その他の加算措置   |          |           |
| 退職手当の調整額  |          |           | 退職手当の調整額   |          |           |
| 職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |          |           | 職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |          |           |
| 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）  |          |           | 定年前早期退職特別措置（2～45%加算）   |          |           |
| 1人当たり平均支給額 6,546 千円 23,729千円                                    |          |           |  |          |           |

注 1人当たり平均支給額は、平成25年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成26年 4 月 1 日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

| 支 給 実 績（平成25年度決算）            |          |       |         | 47,478千円 |  |
|------------------------------|----------|-------|---------|----------|--|
| 支給対象職員 1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） |          |       |         | 847,821円 |  |
| 区 分                          | 支給対象地域   | 支 給 率 | 支給対象職員数 | 国の支給率    |  |
| 医 師                          |          | 15%   | 24人     | 15%      |  |
| 医師以外                         | 東京都（特別区） | 18%   | 25人     | 18%      |  |
|                              | 大阪府（大阪市） | 15%   | 7人      | 15%      |  |
|                              | 宮城県（仙台市） | 4.5%  | 2人      | 6%       |  |

注 支給対象職員数は、平成26年 4 月 1 日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年 4 月 1 日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

| 支給実績（平成25年度決算）                 |                         | 1,248,213千円   |              |                       |
|--------------------------------|-------------------------|---|--------------|-----------------------|
| 支給職員 1人当たり平均支給額（平成25年度決算）      |                         | 108,493円  |              |                       |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）      |                         | 60.7%   |              |                       |
| 手当の種類（手当数）                     |                         | 55  |              |                       |
| 手当の名称                          | 主な支給対象職員                | 主な支給対象業務  | 支給実績（平成25年度） | 支給単価                  |
| 県税事務従事職員の特殊勤務手当                | 県税事務に従事する職員             | 納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等                     | 1,483千円      | 日額 500円               |
| 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当             | 伝染病防疫業務に従事する職員          | 伝染病患者等の救護作業<br>伝染病菌の付着した物件等の処理作業<br>伝染病菌を有する家畜等の防疫作業  | 83千円         | 日額 290円               |
| 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員 | 人体に有毒なガスの発生を伴う業務<br>特に危険性を有する薬品を取り扱う業務<br>病理細菌を取り扱う業務 | 2,182千円      | 日額 290円<br>及び 日額 200円 |

|  |   |   |          |   |
|--|---|---|----------|---|
| 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当                                    | 特殊現場作業に従事する職員                                 | トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業<br>墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等                                 | 4千円      | 日額 560円<br>日額 220円                      |
| レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当                                   | レントゲン技術又はその補助に従事する職員                          | レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業   | 279千円    | 日額 230円                                 |
| 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当 | 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員 | 児童の一時保護作業<br>児童及び精神障害者等の心理判定作業<br>重症心身障害児等の看護作業等<br>精神障害者等の看護作業等            | 9,546千円  | 日額 350円<br>～ 日額 420円                    |
| 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当                               | 児童自立支援施設に勤務する職員                               | 児童の自立支援又は生活支援の業務  | 6,124千円  | 日額 820円、1,480円、<br>2,220円               |
| 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当                                    |   |   |          |   |
| 私服員の捜査、逮捕作業等手当                                       | 当該作業に従事する私服警察職員                               | 犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業   | 89,190千円 | 日額 560円                                 |
| 犯罪鑑識作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業  | 7,507千円  | 日額 280円又は560円                           |
| 交通取締用自動車等運転作業手当                                      | 当該作業に従事する警察職員                                 | 交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業  | 30,733千円 | 日額 420円又は560円                           |
| 山岳捜索救難作業手当   | 山岳救助警備隊に属する警察職員                               | 山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業   | 49千円     | 日額 840円                                 |
| 警ら作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 警ら作業  | 33,969千円 | 日額 340円                                 |
| 身辺警護等作業手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業<br>その他の要人等の警護作業                           | 173千円    | 日額 1,150円<br>日額 640円                    |
| 銃器犯罪捜査作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業<br>銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業<br>保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業 | 0千円      | 日額 1,640円<br>日額 820円又は1,100円<br>日額 820円 |
| ひき逃げ捜査作業手当   | 当該作業に従事する交通専務員                                | ひき逃げ捜査作業  | 1,796千円  | 日額 560円                                 |
| 交通取締等作業手当  | 当該作業に従事する交通専務員                                | 共同危険行為取締作業<br>交通取締り(の作業を除く。)、<br>整理及び事故処理作業                                 | 7,894千円  | 日額 560円<br>日額 310円                      |
| 留置場等看守作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 留置場等において収容者を看守する作業  | 4,503千円  | 日額 230円                                 |
| 被疑者護送作業手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | 被疑者護送作業   | 1,742千円  | 日額 230円                                 |
| 火薬類取締作業手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | 火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)  | 10千円     | 日額 250円                                 |
| 夜間特殊作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務                                    | 51,344千円 | 1回 410円、730円又は<br>1,100円                |
| 潜水作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 潜水器具を着用して従事する潜水作業   | 25千円     | 1時間 310円又は780円                          |
| 死体取扱作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業<br>その他の死体取扱作業  | 25,646千円 | 1回 3,200円<br>1回 1,600円                  |
| 爆発物処理作業手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | 爆発物処理作業   | 0千円      | 1回 5,200円                               |
| 特殊危険物質処理作業等手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | 特殊危険物質(サリン等)の処理作業<br>特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業<br>特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業  | 0千円      | 日額 5,200円<br>日額 250円<br>日額 460円         |
| 緊急業務処理作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業                                  | 4,566千円  | 1回 1,240円                               |

|                                       |   |   |          |  |
|---------------------------------------|---|---|----------|--|
| 少年補導作業手当                              | 少年補導職員  | 少年補導作業  | 395千円    | 日額 310円                                |
| 災害警備等作業手当                             | 当該作業に従事する警察職員   | 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業                              | 0千円      | 日額 840円                                |
| 術科指導作業手当                              | 当該作業に従事する術科指導員  | 術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）   | 81千円     | 1時間 300円                               |
| 漁労手当                                  | 水産実習船に勤務する船員  | 漁労業務  | 1,737千円  | 日額 3,000円～8,400円                       |
| 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当                     | 社会福祉主事<br>身体障害者更生相談所に勤務する<br>身体障害者福祉司<br>児童福祉司                              | 要保護者等を訪問して行う指導等、<br>身体障害者に面接して行う相談等<br>又は児童等に面接して行う相談等<br>の業務                               | 2,659千円  | 日額 510円                                |
| 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 | 精神保健指定医、診察立会職員等   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務   | 33千円     | 日額 320円                                |
| 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当                   | 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員   | 職業訓練業務  | 2,473千円  | 日額 790円                                |
| と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当                     | 食肉衛生検査センターに勤務する職員   | と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査  | 2,391千円  | 日額 1,180円                              |
| 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当                     | 麻薬取締員   | 麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務  | 24千円     | 日額 420円                                |
| 爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当                    | 本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員  | 火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務  | 38千円     | 日額 250円                                |
| 漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当                     | 当該作業に従事する職員   | 漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業   | 1,047千円  | 日額 500円                                |
| 夜間看護手当                                | 子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師   | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務                                    | 11,565千円 | 1回 2,000円から<br>3,300円まで                |
| 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当        | 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員   | 家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務  | 5,413千円  | 日額 730円（BSE検査：810円加算）                  |
| 潜水手当                                  | 農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員  | 海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業   | 45千円     | 1時間 310円又は780円                         |
| 用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当                 | 農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務                                   | 2,940千円  | 日額 650円                                |
| 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当                 | 身体障害者更生相談所に勤務する看護師等<br>婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員                       | 看護業務<br>職業訓練又は生活指導の業務   | 139千円    | 日額 420円                                |
| 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当               | 保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務            | 335千円    | 日額 230円                                |
| 航空手当                                  | 当該業務に従事する職員   | 航空機の操縦業務<br>航空機の整備等業務（整備士）<br>航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）                                       | 3,699千円  | 1時間 7,700円<br>1時間 4,500円<br>1時間 1,900円 |
| 災害応急作業等手当                             | 土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員  | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業<br>巡回監視<br>応急作業等 | 0千円      | 日額 480円<br>日額 730円                     |

|                   |  |   |           |   |
|-------------------|--|---|-----------|---|
|                   | 当該作業等に従事する職員   | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業<br>原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域において行う作業<br>本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた地域において行う作業<br>原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業<br>帰還困難区域において行う作業<br>居住制限区域において行う作業 | 3,234千円   | 日額20,000円～3,300円<br>屋外作業 日額6,600円<br>屋内作業 日額1,330円<br>屋外作業 日額5,000円<br>屋内作業 日額1,000円<br>日額2,500円<br>屋外作業 日額6,600円<br>屋内作業 日額1,330円<br>屋外作業 日額3,300円<br>屋内作業 日額 660円 |
|                   | 東日本大震災に対処するため当該作業に従事する職員   | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業<br>巡回監視<br>応急作業等   | 0千円       | 日額 480円<br>日額 730円  |
| 食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当 | 食肉衛生検査センターに勤務する職員  | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務   | 9千円       | 日額 1,180円   |
| 特殊自動車運転作業手当       | 農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室に勤務する職員 | 大型特殊自動車等の運転作業   | 697千円     | 日額 290円   |
| 兼務手当              | 当該業務に従事する教育職員  | 定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）   | 959千円     | 1時間 510円、610円又は670円   |
| 添削手当              | 当該業務に従事する教育職員  | 通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）  | 15千円      | 添削1回 110円   |
| 教員特殊業務手当          | 当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）                                   | 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務<br>児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等<br>修学旅行等引率業務<br>対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等）<br>部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等を行うもの）<br>入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等を行うもの）  | 492,995千円 | 日額 6,400円<br>日額 6,000円<br>日額 3,400円<br>日額 3,400円<br>日額 2,400円<br>日額 900円  |
| 多学年学級担当手当         | 公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）  | 当該多学年学級における授業又は指導業務   | 8,970千円   | 日額 290円   |
| 教育業務連絡指導手当        | 教務主任、学年主任、生徒指導主事等  | 教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務  | 109,370千円 | 日額 200円   |

|             |                                   |  |           |                   |
|-------------|-----------------------------------|--|-----------|-------------------|
| 面接指導手当      | 当該業務に従事する教育職員                     | 講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。） | 40千円      | 1時間 760円          |
| 特別支援教育手当    | 特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員 | 障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務                 | 312,775千円 | 日額 1,000円又は1,200円 |
| 道路上作業手当     | 地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員          | 交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業             | 4,473千円   | 日額 300円           |
| 家畜ふん尿処理作業手当 | 農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員        | たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業             | 113千円     | 日額 290円           |

注 手当ごとの「支給実績（平成25年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成25年度決算）」と一致しません。

(オ) 超過勤務手当

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 支給実績（平成25年度決算額）         | 2,617,521千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | 155千円       |
| 支給実績（平成24年度決算額）         | 2,839,243千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算） | 166千円       |

(カ) その他の手当（平成26年 4 月 1 日現在）

| 手当名           | 内容   | 支給単価  | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容      | 支給実績（25年度決算）    | 支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算） |
|---------------|--|---|----------|-----------------|-----------------|-------------------------|
| 扶 養 手 当       | 扶養親族のある職員に支給   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外 6,500円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</li> </ul> （満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算）                              | 同        | -               | 千円<br>2,328,896 | 円<br>246,601            |
| 住 居 手 当       | 自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給（経過措置）<br>平成26年度まではその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主である者等にも支給 | <b>【借家・借間居住者】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃23,000円以下<br/>家賃額 - 12,000円</li> <li>・家賃23,000円超55,000円未満<br/>（家賃額 - 23,000円）× 1 / 2 + 11,000円</li> <li>・家賃55,000円以上<br/>27,000円（支給限度額）</li> </ul> | 同        | -               | 千円<br>1,383,152 | 円<br>124,072            |
|               |  | <b>【持家居住者】（経過措置）</b><br>2,500円  | 異        | 国支給なし           |                 |                         |
| 初 任 給 調 整 手 当 | 医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給   | 採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給<br>上限額：410,900円  | 同        | -               | 千円<br>63,147    | 円<br>1,372,761          |
| 通 勤 手 当       | 通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給  | <b>【公共交通機関利用者】</b><br>6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額<br>上限額：78,000円   | 異        | 国上限額<br>55,000円 | 千円<br>1,653,424 | 円<br>111,695            |
|               |  | <b>【交通用具利用者】</b><br>距離に応じた定額<br>片道2km以上5km未満2,500円<br>~<br>片道95km以上47,200円  | 異        | 国上限額<br>24,500円 |                 |                         |
| 単 身 赴 任 手 当   | 公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給   | 23,000円 + 加算額<br>加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円  | 同        | -               | 千円<br>145,705   | 円<br>318,829            |
| 管 理 職 手 当     | 管理又は監督の地位にある職員に対して支給   | 給料表別、職務の級別、区分別の定額   | 同        | -               | 千円<br>1,255,155 | 円<br>611,376            |

|                      |  |   |   |   |               |              |
|----------------------|--|---|---|---|---------------|--------------|
| 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当 | 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給     | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額 | 同 | - | 千円<br>24,040  | 円<br>200,333 |
| へき地手当及びへき地手当に準ずる手当   | へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給          | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額 |   |   | 千円<br>137,492 | 円<br>275,535 |
| 定時制通信教育手当            | 県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給  | 給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額<br>(管理職手当との併給調整あり。)            |   |   | 千円<br>30,985  | 円<br>295,095 |
| 産業教育手当               | 県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給   | 給料月額に100分の7を乗じた額<br>(管理職手当等との併給調整あり。)                   |   |   | 千円<br>102,119 | 円<br>303,024 |
| 義務教育等教員特別手当          | 小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給              | 上限額：8,000円職務の級号給に応じた定額<br>(産業教育手当等との併給調整あり。)            |   |   | 千円<br>793,195 | 円<br>69,860  |
| 農林漁業普及指導手当           | 農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給              | 給料月額に100分の6を乗じた額  |   |   | 千円<br>46,949  | 円<br>244,526 |
| 宿日直手当                | 職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給        | 4,200円 / 1回 ほか<br>(勤務時間による増減あり。)                        | 同 | - | 千円<br>444,725 | 円<br>239,099 |
| 管理職員特別勤務手当           | 管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給           | 職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回の定額<br>(6時間を超える場合は加算あり。)       | 同 | - | 千円<br>25,840  | 円<br>226,667 |
| 夜勤手当                 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 | 勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額                        | 同 | - | 千円<br>131,926 | 円<br>157,995 |
| 休日給                  | 休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給              | 勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額                       | 同 | - | 千円<br>526,367 | 円<br>286,692 |

支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

| 区 分     |              | 給 料 月 額 等   |
|---------|--------------|---|
| 給 料     | 知 事          | 990,000円 (1,320,000円)                                 |
|         | 副 知 事        | 858,500円 (1,010,000円)                                 |
| 報 酬     | 議 長          | 921,500円 ( 970,000円)                                  |
|         | 副 議 長        | 826,500円 ( 870,000円)                                  |
|         | 議 員          | 779,000円 ( 820,000円)                                  |
| 期 末 手 当 | 知 事          | (平成25年度支給割合)  |
|         | 副 知 事        | 2.95月分  |
|         | 議 長          | (平成25年度支給割合)  |
|         | 副 議 長<br>議 員 | 2.95月分  |
| 退 職 手 当 |              | (算定方式) (支給時期)   |
|         | 知 事<br>副 知 事 | 132万円 × 在職月数 × 0.5 (任期毎)<br>101万円 × 在職月数 × 0.38 ( " ) |

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成19年愛媛県条例第37号）に基づき、それぞれ知事25%、副知事15%、議長、副議長及び議員5%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来60年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所（9基）において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

| 区 分    | 総費用<br>(A)      | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>(B)  | 総費用に占める職員<br>給与費比率(B/A) | 平成24年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|--------|-----------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------------------|
| 平成25年度 | 千円<br>1,920,663 | 千円<br>684,831 | 千円<br>373,298 | %<br>19.4               | %<br>17.5                 |

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

| 区 分    | 職 員 数<br>(A) | 給 与 費         |              |               |               | 1人当たり<br>平均給与費<br>(B/A) |
|--------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------------------|
|        |              | 給 料           | 職 員 手 当      | 期末・勤勉手当       | 計 (B)         |                         |
| 平成26年度 | 人<br>65      | 千円<br>286,323 | 千円<br>70,017 | 千円<br>173,719 | 千円<br>530,059 | 千円<br>8,155             |

注1 職員数及び給与費は、平成26年度当初予算に計上された数値であり、平成26年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成26年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員1人を含まない。）は、56人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分               | 平均年齢   | 基本給      | 平均月収額                  |
|-------------------|--------|----------|------------------------|
| 愛媛県公営企業<br>(電気事業) | 43歳11月 | 364,678円 | 452,295円<br>(568,742円) |

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県公営企業（電気事業）       |          | 愛 媛 県               |          |
|---------------------|----------|---------------------|----------|
| 1人当たり平均支給額（平成25年度）  |          | 1人当たり平均支給額（平成25年度）  |          |
| 1,606千円             |          | 1,572千円             |          |
| （平成25年度支給割合）        |          | （平成25年度支給割合）        |          |
| 期末手当                | 勤勉手当     | 期末手当                | 勤勉手当     |
| 2.60月分              | 1.35月分   | 2.60月分              | 1.35月分   |
| (1.45)月分            | (0.65)月分 | (1.45)月分            | (0.65)月分 |
| （加算措置の状況）           |          | （加算措置の状況）           |          |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |

- 注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。
- 2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成26年4月1日現在）

| 愛媛県公営企業（電気事業）   |         |          | 愛 媛 県   |         |          |
|---|---------|----------|---|---------|----------|
| （支給率）   | 自己都合    | 勤奨・定年    | （支給率）   | 自己都合    | 勤奨・定年    |
| 勤続20年   | 21.62月分 | 27.025月分 | 勤続20年   | 21.62月分 | 27.025月分 |
| 勤続25年   | 30.82月分 | 36.57月分  | 勤続25年   | 30.82月分 | 36.57月分  |
| 勤続35年   | 43.7月分  | 52.44月分  | 勤続35年   | 43.7月分  | 52.44月分  |
| 最高限度額   | 52.44月分 | 52.44月分  | 最高限度額   | 52.44月分 | 52.44月分  |
| その他の加算措置  |         |          | その他の加算措置  |         |          |
| 退職手当の調整額  |         |          | 退職手当の調整額  |         |          |
| 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の出職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |         |          | 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の出職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |         |          |
| 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）  |         |          | 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）  |         |          |
| 1人当たり平均支給額  | - 千円    | - 千円     | 1人当たり平均支給額  | 6,546千円 | 23,729千円 |

注 1人当たり平均支給額は、平成25年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績（平成25年度決算）            | 52千円                  |  |              |   |
|---------------------------|-----------------------|--|--------------|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | 2,240円                |  |              |   |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度） | 44.2%                 |  |              |   |
| 手当の種類（手当数）                | 2                     |  |              |   |
| 手当の名称                     | 主な支給対象職員              | 主な支給対象業務   | 支給実績（平成25年度） | 支給単価  |
| 危険作業手当                    | 発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員 | 傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等<br>水圧鉄管充水時の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等<br>ずい道水圧管内における調査、測量作業等<br>地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等<br>金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務 | 千円<br>52     | 日額 570円<br>日額 400円<br>日額 340円<br>日額 220円<br>日額 200円 |
| 用地交渉等業務手当                 | 公営企業管理局に勤務する職員        | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務  | 千円<br>0      | 日額 650円   |

(e) 時間外勤務手当

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 支給実績（平成25年度決算）          | 48,169千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | 1,147千円  |
| 支給実績（平成24年度決算）          | 38,424千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算） | 961千円    |



注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成26年 4月1日現在）

| 手当名                  | 内容及び支給単価          | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績<br>(25年度決算) | 支給職員1人当たり<br>平均支給年額<br>(25年度決算) |
|----------------------|-------------------|--------------|----------------|------------------|---------------------------------|
| 扶 養 手 当              | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>9,550      | 円<br>258,095                    |
| 住 居 手 当              | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>6,035      | 円<br>137,168                    |
| 通 勤 手 当              | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>3,029      | 円<br>70,434                     |
| 単身赴任手当               | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>1,248      | 円<br>312,000                    |
| 管 理 職 手 当            | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>5,836      | 円<br>648,416                    |
| 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当 | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>193        | 円<br>193,104                    |
| 宿 日 直 手 当            | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>0          | 円<br>0                          |
| 管理職員特別勤務手当           | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>0          | 円<br>0                          |
| 夜間勤務手当               | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同            | -              | 千円<br>2,451      | 円<br>245,063                    |

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年 4月1日の営業開始以来50年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

| 区 分    | 総費用<br>(A)      | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>(B)  | 総費用に占める職員<br>給与費比率(B/A) | 平成24年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|--------|-----------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------------------|
| 平成25年度 | 千円<br>1,081,967 | 千円<br>349,250 | 千円<br>137,724 | %<br>12.7               | %<br>15.0                 |

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

| 区 分    | 職 員 数<br>(A) | 給 与 費         |              |              |               | 1人当たり<br>平均給与費<br>(B/A) |
|--------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------------------|
|        |              | 給 料           | 職 員 手 当      | 期末・勤勉手当      | 計 (B)         |                         |
| 平成26年度 | 人<br>23      | 千円<br>107,622 | 千円<br>21,588 | 千円<br>54,622 | 千円<br>183,832 | 千円<br>7,993             |

注1 職員数及び給与費は、平成26年度当初予算に計上された数値であり、平成26年 4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年 4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成26年 4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員3人を含まない。）は、19人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分                  | 平 均 年 齢 | 基本給      | 平均月収額                  |
|----------------------|---------|----------|------------------------|
| 愛媛県公営企業<br>(工業用水道事業) | 48歳 0 月 | 397,576円 | 459,294円<br>(586,019円) |

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県公営企業 (工業用水道事業)   |           |  | 愛 媛 県               |           |  |
|---------------------|-----------|--|---------------------|-----------|--|
| 1人当たり平均支給額 (平成25年度) |           |  | 1人当たり平均支給額 (平成25年度) |           |  |
| 1,498千円             |           |  | 1,572千円             |           |  |
| (平成25年度支給割合)        |           |  | (平成25年度支給割合)        |           |  |
| 期末手当                | 勤勉手当      |  | 期末手当                | 勤勉手当      |  |
| 2.60 月分             | 1.35 月分   |  | 2.60 月分             | 1.35 月分   |  |
| (1.45) 月分           | (0.65) 月分 |  | (1.45) 月分           | (0.65) 月分 |  |
| (加算措置の状況)           |           |  | (加算措置の状況)           |           |  |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |           |  | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |           |  |

注1 特定幹部職員 (局長級以上の職員) については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

| 愛媛県公営企業 (工業用水道事業)   |          |           | 愛 媛 県   |          |           |
|---|----------|-----------|---|----------|-----------|
| (支給率)   | 自己都合     | 勲奨・定年     | (支給率)   | 自己都合     | 勲奨・定年     |
| 勤続20年   | 21.62 月分 | 27.025 月分 | 勤続20年   | 21.62 月分 | 27.025 月分 |
| 勤続25年   | 30.82 月分 | 36.57 月分  | 勤続25年   | 30.82 月分 | 36.57 月分  |
| 勤続35年   | 43.7 月分  | 52.44 月分  | 勤続35年   | 43.7 月分  | 52.44 月分  |
| 最高限度額   | 52.44 月分 | 52.44 月分  | 最高限度額   | 52.44 月分 | 52.44 月分  |
| その他の加算措置  |          |           | その他の加算措置  |          |           |
| 退職手当の調整額  |          |           | 退職手当の調整額  |          |           |
| 職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |          |           | 職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |          |           |
| 定年前早期退職特別措置 (2 ~ 20%加算)   |          |           | 定年前早期退職特別措置 (2 ~ 20%加算)   |          |           |
| 1人当たり平均支給額  | - 千円     | - 千円      | 1人当たり平均支給額  | 6,546千円  | 23,729千円  |

注 1人当たり平均支給額は、平成25年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成26年 4月 1日現在）

| 支給実績（平成25年度決算）             |                       | 40千円   |                  |   |
|----------------------------|-----------------------|--|------------------|---|
| 支給職員 1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） |                       | 2,508円   |                  |   |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）  |                       | 72.7%  |                  |   |
| 手当の種類（手当数）                 |                       | 2  |                  |   |
| 手当の名称                      | 主な支給対象職員              | 主な支給対象業務   | 支給実績<br>（平成25年度） | 支給単価  |
| 危険作業手当                     | 発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員 | 傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等<br>水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等<br>ずい道水圧管内における調査、測量作業等<br>地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等<br>金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務 | 千円<br>40         | 日額 570円<br>日額 400円<br>日額 340円<br>日額 220円<br>日額 200円 |
| 用地交渉等業務手当                  | 公営企業管理局に勤務する職員        | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務  | 千円<br>0          | 日額 650円   |

(e) 時間外勤務手当

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 支給実績（平成25年度決算）           | 7,181千円 |
| 職員 1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | 479千円   |
| 支給実績（平成24年度決算）           | 9,214千円 |
| 職員 1人当たり平均支給年額（平成24年度決算） | 542千円   |

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成26年 4月 1日現在）

| 手当名                  | 内容及び支給単価          | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績<br>（25年度決算） | 支給職員 1人当たり<br>平均支給年額<br>（25年度決算） |
|----------------------|-------------------|--------------|----------------|------------------|----------------------------------|
| 扶 養 手 当              | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>4,254      | 円<br>250,235                     |
| 住 居 手 当              | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>1,140      | 円<br>67,059                      |
| 通 勤 手 当              | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>1,635      | 円<br>96,166                      |
| 単身赴任手当               | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>828        | 円<br>276,000                     |
| 管 理 職 手 当            | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>3,104      | 円<br>620,858                     |
| 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当 | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>0          | 円<br>0                           |
| 宿 日 直 手 当            | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>13         | 円<br>4,200                       |
| 管理職員特別勤務手当           | 一般行政職の制度と同じ。      | 同            | -              | 千円<br>8          | 円<br>8,000                       |
| 夜間勤務手当               | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同            | -              | 千円<br>0          | 円<br>0                           |

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来57年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

| 区 分    | 総費用<br>(A)       | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>(B)     | 総費用に占める職員<br>給与費比率(B/A) | 平成24年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|--------|------------------|---------------|------------------|-------------------------|---------------------------|
| 平成25年度 | 千円<br>38,697,061 | 千円<br>130,030 | 千円<br>14,188,367 | %<br>36.7               | %<br>39.5                 |

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

| 区 分    | 職 員 数<br>(A) | 給 与 費           |                 |                 |                  | 1人当たり<br>平均給与費<br>(B/A) |
|--------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------------|
|        |              | 給 料             | 職 員 手 当         | 期末・勤勉手当         | 計 (B)            |                         |
| 平成26年度 | 人<br>1,971   | 千円<br>8,030,804 | 千円<br>4,974,197 | 千円<br>3,990,489 | 千円<br>16,995,490 | 千円<br>8,623             |

注1 職員数及び給与費は、平成26年度当初予算に計上された数値であり、平成26年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成26年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員13人を含まない。)は、1,916人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分   | 平 均 年 齢 | 基本給      | 平均月収額                      |
|-------|---------|----------|----------------------------|
| 愛媛県   |         |          |                            |
| 医 師   | 44歳5月   | 577,977円 | 1,415,683円<br>(1,576,413円) |
| 看 護 師 | 38歳9月   | 312,316円 | 399,134円<br>(499,869円)     |
| 事務職員  | 45歳8月   | 374,165円 | 540,004円<br>(659,993円)     |

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県公営企業(病院事業)      |          | 愛 媛 県              |          |
|--------------------|----------|--------------------|----------|
| 1人当たり平均支給額(平成25年度) |          | 1人当たり平均支給額(平成25年度) |          |
| 1,396千円            |          | 1,572千円            |          |
| (平成25年度支給割合)       |          | (平成25年度支給割合)       |          |
| 期末手当               | 勤勉手当     | 期末手当               | 勤勉手当     |
| 2.60月分             | 1.35月分   | 2.60月分             | 1.35月分   |
| (1.45)月分           | (0.65)月分 | (1.45)月分           | (0.65)月分 |

|                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置 | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置 |
|----------------------------------|----------------------------------|

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。  
2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当(平成26年4月1日現在)

| 愛媛県公営企業(病院事業)   |         |          | 愛 媛 県   |         |          |
|---|---------|----------|---|---------|----------|
| (支給率)   | 自己都合    | 勤奨・定年    | (支給率)   | 自己都合    | 勤奨・定年    |
| 勤続20年   | 21.62月分 | 27.025月分 | 勤続20年   | 21.62月分 | 27.025月分 |
| 勤続25年   | 30.82月分 | 36.57月分  | 勤続25年   | 30.82月分 | 36.57月分  |
| 勤続35年   | 43.7月分  | 52.44月分  | 勤続35年   | 43.7月分  | 52.44月分  |
| 最高限度額   | 52.44月分 | 52.44月分  | 最高限度額   | 52.44月分 | 52.44月分  |
| その他の加算措置  |         |          | その他の加算措置  |         |          |
| 退職手当の調整額  |         |          | 退職手当の調整額  |         |          |
| 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |         |          | 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |         |          |
| 定年前早期退職特別措置(2~20%加算)  |         |          | 定年前早期退職特別措置(2~20%加算)  |         |          |
| 1人当たり平均支給額  |         |          | 1人当たり平均支給額  |         |          |
| 医 師   | 2,574千円 | 32,939千円 | 医 師   | 6,546千円 | 23,729千円 |
| 看護師   | 2,498千円 | 20,510千円 | 看護師   |         |          |
| その他   | -千円     | 21,990千円 | その他   |         |          |

注1 1人当たり平均支給額は、平成25年度中に退職した職員に支給された額の平均です。  
2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当(平成26年4月1日現在)

|                             |        |           |         |             |
|-----------------------------|--------|-----------|---------|-------------|
| 支 給 総 額(平成25年度決算)           |        | 233,610千円 |         |             |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算) |        | 834,320円  |         |             |
| 区 分                         | 支給対象地域 | 支 給 率     | 支給対象職員数 | 愛媛県の制度(支給率) |
| 医 師                         |        | 15%       | 272人    | 15%         |

注 支給対象職員数は、平成26年4月1日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

| 支給実績(平成25年度決算)            |                                     | 449,750千円                              |              |         |
|---------------------------|-------------------------------------|--|--------------|---------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算) |                                     | 297,836円                               |              |         |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度) |                                     | 74.8%                                  |              |         |
| 手当の種類(手当数)                |                                     | 9                                      |              |         |
| 手当の名称                     | 主な支給対象職員                            | 主な支給対象業務                               | 支給実績(平成25年度) | 支給単価    |
| 結核病とう勤務手当                 | 病院の結核病棟に勤務する職員                      | 病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務           | 千円<br>371    | 日額 290円 |
| 病理細菌取扱手当                  | 病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員 | 病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等 | 千円<br>3,364  | 日額 200円 |
| 放射線技術勤務手当                 | 放射線技術又はその補助に従事する職員                  | 病院において行う有害放射線の影響を受ける作業                 | 千円<br>7,678  | 日額 230円 |
| 伝染病医療従事手当                 | 病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員          | 伝染病患者等の診療又は看護、伝染病菌の付着した物件等の処理作業        | 千円<br>430    | 日額 290円 |

|           |  |  |               |   |
|-----------|--|--|---------------|---|
| 精神病棟等勤務手当 | 病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員                      | 精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務   | 千円<br>91      | 日額 320円                                     |
| 夜間看護手当    | 病院で深夜に勤務する看護師等<br>病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務<br>救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機<br>待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務 | 千円<br>363,753 | 1回 2,000円から3,300円まで<br>1回 860円<br>1回 1,620円 |
| 航空手当      | 航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員                 | 航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務  | 千円<br>72      | 1時間 1,900円                                  |
| 救急医療従事手当  | 病院に勤務する管理職医師                             | 正規の勤務時間外において行う救急医療業務   | 千円<br>27,766  | 1時間当たりの給与額×<br>従事時間                         |
| 診療応援手当    | 病院に勤務する医師                                | 他の県立病院等で従事する診療業務   | 千円<br>46,260  | 1回 5,000円から20,000円                          |

注 手当ごとの「支給実績（平成25年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成25年度決算）」と一致しません。

(e) 時間外勤務手当

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 支給実績（平成25年度決算）          | 1,778,308千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | 947千円       |
| 支給実績（平成24年度決算）          | 1,728,753千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算） | 928千円       |

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成26年4月1日現在）

| 手当名        | 内容及び支給単価   | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（25年度決算）  | 支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算） |
|------------|--|--------------|----------------|---------------|-------------------------|
| 扶 養 手 当    | 一般行政職の制度と同じ。   | 同            | -              | 千円<br>163,634 | 円<br>211,413            |
| 住 居 手 当    | 一般行政職の制度と同じ。   | 同            | -              | 千円<br>217,554 | 円<br>173,212            |
| 通 勤 手 当    | 一般行政職の制度と同じ。   | 同            | -              | 千円<br>113,761 | 円<br>82,751             |
| 単身赴任手当     | 一般行政職の制度と同じ。   | 同            | -              | 千円<br>9,085   | 円<br>302,833            |
| 管 理 職 手 当  | 一般行政職の制度と同じ。   | 同            | -              | 千円<br>54,154  | 円<br>917,858            |
| 初任給調整手当    | 内容は、一般行政職の制度と同じ。<br>支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。<br>・職務の級に応じ24,000円又は30,000円（南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円） | 異            | 医師への加算         | 千円<br>958,919 | 円<br>3,424,712          |
| 宿 日 直 手 当  | 一般行政職の制度と同じ。   | 同            | -              | 千円<br>195,842 | 円<br>380,403            |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般行政職の制度と同じ。   | 同            | -              | 千円<br>13,162  | 円<br>190,754            |
| 夜間勤務手当     | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。  | 同            | -              | 千円<br>183,652 | 円<br>176,250            |

(g) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

| 区 分  | 給 料 月 額 等              |
|------|------------------------|
| 給 料  | 730,400円（830,000円）     |
| 期末手当 | （平成25年度支給割合）<br>2.95月分 |

|      |                     |        |
|------|---------------------|--------|
| 退職手当 | (算定方式)              | (支給時期) |
|      | 83万円×在職月数×0.25(任期毎) |        |

注 給料月額、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき12%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

### (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### ア 勤務時間の状況

平成25年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時から午後1時まで)となっています。

#### イ 休暇の状況

##### (ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成25年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

| 区分     | 知事   | 公営企業管理者 | 人事委員会 | 議会議長 | 代表監査委員 | 教育委員会 | 警察本部長 |
|--------|------|---------|-------|------|--------|-------|-------|
| 平均取得日数 | 10.6 | 7.4     | 9.1   | 9.1  | 6.8    | 10.6  | 6.8   |

##### (イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

#### ウ 休業の状況

##### (ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成25年度における育児休業者数は、687人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区分     | 知事 | 公営企業管理者 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計  |
|--------|----|---------|-------|-------|-----|
| 育児休業者数 | 60 | 152     | 436   | 39    | 687 |

##### (イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている期間については、給与が減額されます。平成25年度における部分休業者数は、23人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区分     | 知事 | 公営企業管理者 | 人事委員会 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計 |
|--------|----|---------|-------|-------|-------|----|
| 部分休業者数 | 12 | 2       | 1     | 6     | 2     | 23 |

##### (ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成25年度における育児短時間勤務者数は、121人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区分        | 知事 | 公営企業管理者 | 人事委員会 | 教育委員会 | 合計  |
|-----------|----|---------|-------|-------|-----|
| 育児短時間勤務者数 | 16 | 100     | 1     | 4     | 121 |

## (工) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成25年度における修学部分休業者数は、0人です。

## (オ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成25年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

## (カ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間(国際貢献活動は3年間)を限度に休業することが認められる制度です。平成25年度における自己啓発等休業者数は1人です。

(単位：人)

| 区分       | 教育委員会 | 合計 |
|----------|-------|----|
| 自己啓発休業者数 | 1     | 1  |

## (キ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成25年度における休業者数は、0人です。

## (4) 分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成25年度における分限処分数は、337件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

| 区分 | 知事 | 公営企業管理者 | 議会議長 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計  |
|----|----|---------|------|-------|-------|-----|
| 休職 | 94 | 43      | 3    | 133   | 64    | 337 |
| 降任 | 2  | 0       | 0    | 0     | 0     | 2   |
| 合計 | 96 | 43      | 3    | 133   | 64    | 339 |

## イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成25年度における懲戒処分数は、22件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

| 区分 | 知事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計 |
|----|----|-------|-------|----|
| 免職 | 2  | 3     | 0     | 5  |
| 停職 | 1  | 5     | 0     | 6  |
| 減給 | 3  | 2     | 0     | 5  |



|     |    |    |   |    |
|-----|----|----|---|----|
| 戒 告 | 5  | 0  | 1 | 6  |
| 合 計 | 11 | 10 | 1 | 22 |

### (5) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成25年度において、以下の措置を講じました。

## ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

| 通 知                | 概 要  |
|--------------------|--|
| 交通事故等の防止について       | 飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。   |
| 飲酒運転の根絶について        | 職員の飲酒運転による交通事故が発生したことを受けて、飲酒運転の根絶についての意識の徹底を図りました。   |
| 網紀の保持及び服務規律の確保について | 職員が児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に違反する行為していたことが判明したことから、これまで以上の網紀の保持及び服務規律の確保について周知徹底を図りました。  |
| 交通事故等の防止について       | 職員による重大な人身事故が発生したことを受けて、交通事故の防止及び交通違反の防止について周知徹底を図りました。  |
| 網紀の保持及び服務規律の確保について | 年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行、交通法規の遵守、パソコンの適正な使用等、超過勤務の縮減について周知徹底を図りました。 |
| 網紀の保持及び服務規律の確保について | 職場でのセクシュアル・ハラスメント、不適正な事務処理に加え、職員が窃盗で逮捕された事案が発生したことから、公務員倫理の徹底、適正な業務の執行、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知徹底を図りました。                                       |

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 網紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 交通違反及び交通事故の発生を防止することを目的として、管理職等を対象に安全運転に関する講習会を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。
- (カ) 不適正な事務処理の発生を未然に防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

## イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

| 通 知          | 概 要                                       |
|--------------|---|
| 交通事故等の防止について | ゴールデンウィークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。 |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 飲酒運転の根絶について                    | 知事部局において、職員の酒気帯び運転による人身事故が発生したことから、飲酒運転の根絶について周知徹底を行いました。  |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について             | 知事部局において、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反により職員が逮捕されたことを踏まえ、教職員は公私を問わず県民の模範となるべき立場であることやすべての非違行為に対して厳罰で臨む方針であることを周知し、再発の防止を図りました。                    |
| 夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について          | 教職員の夏季における心身の健康の維持及び増進並びに家庭生活の充実を図るため、夏季休暇及び年次有給休暇の計画的取得に努めるよう周知しました。また、日頃から教職員のコミュニケーションを通じて、教職員が休暇を取りやすい雰囲気づくりに取り組むよう通知しました。                         |
| 参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について | 参議院議員通常選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。  |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について             | 児童に対するわいせつ行為や窃盗、飲酒運転など重大かつ悪質な事案が発生したことを踏まえ、教職員は公私を問わず県民の模範となるべき立場であることやすべての非違行為に対して厳罰で臨む方針であることなどについて周知し、再発の防止を図りました。                                  |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について             | 年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。 |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について             | 年度末、年度始を迎えるに当たり、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底するため、交通法規の順守、業務の適正執行、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減について周知徹底を図りました。  |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について             | 知事部局において、不適正な事務処理やセクシュアル・ハラスメントの発覚や窃盗による逮捕事案が発生したことを踏まえ、公務員倫理の徹底、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知徹底を図りました。  |

## ウ 警察本部長

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

| 通 知                                  | 概 要   |
|--------------------------------------|---|
| ハラスメント防止対策要綱の制定について                  | ハラスメント防止対策の適正を期すため、ハラスメント防止対策要綱を制定し、周知しました。                               |
| ハラスメント防止対策要綱制定に伴うハラスメント相談窓口の周知徹底について | ハラスメント及びハラスメントに起因する相談や問題を広く受け入れることを目的として設置された窓口の周知徹底を指示しました。              |
| ハラスメント防止月間の実施について                    | 6月がハラスメントの防止月間であることから、職員への意識の涵養及び教養の実施を指示しました。                            |
| 職員に対する生活指導推進月間の実施について                | 非違事案防止のため、部下職員に対する適切な指導を指示しました。   |
| 飲酒に関する小集団検討会の実施について                  | 「節度ある飲酒の在り方」の検討を行うため、各所属に小集団検討会の開催を指示しました。                                |
| 夏季における規律の保持と各種事故防止について               | 業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の絶無に関する指導教養を行い、各種事故防止を指示しました。 |
| 第23回参議院議員通常選挙における警察職員の規律の保持について      | 第23回参議院議員通常選挙に伴う警察職員としての基本的留意事項及び具体的な不適切事例を示して、服務規律の確保の徹底を指示しました。         |
| 個人情報等の管理の徹底について                      | S N S等の利用にあたり、利用することへのリスクや周囲に与える影響を十分吟味し、法令等に抵触することがないように指示しました。          |
| 年末年始における規律の保持と各種事故防止について             | 業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の絶無に関する指導教養を行い、各種事故防止を指示しました。 |
| 幹部職員の厳正な規律の保持と振粛について                 | 幹部職員に対し、身上把握と併せて、幹部の立場と役割について指導・教養の徹底を指示しました。                             |
| 目的外の個人照会及び警察情報漏洩の絶無について              | 個人情報の厳格な取扱いを職員に今一度指示し、警察情報の管理の徹底と併せ、再度職員に周知しました。                          |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 警察署中堅幹部に対する巡回教養の実施について        | 中堅幹部の在り方等について再認識させるために各署を巡回し、指導・教養を実施しました。                                |
| 人事異動期における規律の保持と各種事故防止について     | 業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の絶無に関する指導教養を行い、各種事故防止を指示しました。 |
| 公用車等交通事故惹起者に対するレポートの作成指示について  | 職員に対する交通事故防止指示教養をより一層浸透させるため、事故惹起者に対し、レポートの作成を指示しました。                     |
| 交通事故を惹起した職員に対する運転適性検査等の実施について | 運転免許センターに招致して、運転適性検査及び実技指導を実施し、各職員に個別指導を実施しました。                           |
| 降車誘導不履行者等に対する交通事故防止教養の強化について  | 降車誘導の実施を指示した以降も、後退時において同乗者が降車誘導を実施せず同様事故が発生したことから更なる教養を指示しました。            |

## (6) 研修及び勤務成績の評定の状況

### ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成25年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

#### (ア) 知事

##### a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

| 区 分            | 研修の概要  | 実施状況              |
|----------------|--|-------------------|
| 階 層 別 研 修      | 新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要な知識・技術の習得を目的とする研修 | 9 コース<br>参加者 971人 |
| ステージアップ<br>研 修 | 新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修    | 23コース<br>参加者 678人 |
| 指導者養成研修        | 新規採用職員・接遇、OJT能力について、職場内での指導に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修                | 3 コース<br>参加者 162人 |
| 出 前 講 座        | 東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座(クレーム対応講座)を実施  | 1 コース<br>参加者 82人  |
| 部 局 研 修        | 新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修                            | 8 コース<br>参加者 241人 |

##### b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(8人)や自治大学校(2人)、民間企業等(4人)へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構、一般財団法人自治体国際化協会及び公益財団法人交流協会等に5人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

##### c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ(2グループ)の育成を行いました。

#### (イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師等を国内の先進・専門医療機関(4人)や海外の学会(30人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(20コース、726人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会が主催する研修を受講させました。(14人)

#### (ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、全国人事委員会連合会等が実施する研修を受講させました。(5人)

(工) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。(4人)

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。(5人)

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

| 区 分       | 研修の概要   | 実施状況                             |
|-----------|---|----------------------------------|
| 基 礎 研 修   | 教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等 | 〔市町立学校教職員〕<br>4コース 参加者 445人      |
|           |   | 〔県立学校教職員〕<br>17コース 参加者 316人      |
| 職 務 別 研 修 | 新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修 | 〔市町立学校教職員〕<br>26コース 参加者 5,960人   |
|           |   | 〔県立学校教職員〕<br>15コース 参加者 1,834人    |
| 課 題 別 研 修 | 受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修          | 〔市町立学校教職員〕<br>145コース 参加者 10,598人 |
|           |   | 〔県立学校教職員〕<br>62コース 参加者 3,338人    |

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

| 区 分         | 研修の概要  | 実施状況                              |
|-------------|--|-----------------------------------|
| 国 内 派 遣     | 多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。  | 〔市町立学校教職員〕<br>独立行政法人教員研修センター等 66人 |
|             |  | 〔県立学校教職員〕<br>独立行政法人教員研修センター等 26人  |
| 大 学 院 等 派 遣 | 高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。             | 〔市町立学校教職員〕<br>愛媛大学大学院等 20人        |
|             |  | 〔県立学校教職員〕<br>愛媛大学大学院等 8人          |
| 海 外 派 遣     | 教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。 | 〔市町立学校教職員〕<br>アメリカ・イギリス他 5人       |
|             |  | 〔県立学校教職員〕<br>アメリカ 1人              |

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成25年度は、採用時教養(7期 221人)、昇任時教養(1期 5人)、専科等(46期 570人)の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校(209人)、警察大学校(102人)及び法科学研修所(12人)で警察教養を行いました。

## イ 勤務成績の評定の状況

### (ア) 定期人事考課

#### a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成24年12月1日から平成25年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成24年11月1日から平成25年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### c 教育委員会（県立学校教職員）

平成24年11月1日から平成25年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### d 警察本部長

平成24年12月1日から平成25年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の資質能力、執務態度及び勤務実績等の評価を行い、二次評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出します。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

### (イ) 特別人事考課

#### a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

#### b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

#### c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(7) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成25年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

| 区 分       | 概 要   |
|-----------|---|
| 知 事 等     | 一般定期健康診断、特別定期健康診断、V D T作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。        |
| 教 育 委 員 会 | 一般定期健康診断、特別定期健康診断、V D T作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。 |
| 警 察 本 部 長 | 一般定期健康診断、特別定期健康診断、V D T作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。                  |

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（平成25年度）

（知事等）

| 区 分       | 受診者数        | 備 考   |
|-----------|-------------|---|
| 法 定 検 診   | 一般定期健康診断    | 4,879人 一次検査 受診率 99.2%                                   |
|           | 特別定期健康診断    | 1,679人 放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診 |
| そ の 他 検 診 | 709人        | 振動業務従事者検診、V D T作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診                  |
| が ん 検 診 等 | が ん 検 診     | 8,443人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診                     |
|           | 人 間 ド ッ ク 等 | 2,095人 人間ドック、超音波検診                                      |

（教育委員会）

県立学校

| 区 分       | 受診者数        | 備 考                                     |
|-----------|-------------|---|
| 法 定 検 診   | 一般定期健康診断    | 2,777人 一次検査 受診率 99.9%                   |
| そ の 他 検 診 | 983人        | V D T作業従事者検診（一次、二次）、腹部超音波検診、農薬使用業務従事者検診 |
| が ん 検 診 等 | が ん 検 診     | 5,989人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診      |
|           | 人 間 ド ッ ク 等 | 631人 (特)人間ドック、人間ドック                     |

事務局

| 区 分       | 受診者数        | 備 考                              |
|-----------|-------------|----------------------------------|
| 法 定 検 診   | 一般定期健康診断    | 325人 一次検査 受診率 99.7%              |
|           | 特別定期健康診断    | 9人 有害業務等従事職員検診、放射線業務従事職員検診       |
| そ の 他 検 診 | 135人        | V D T作業従事者検診（一次、二次）、腹部超音波検診      |
| が ん 検 診 等 | が ん 検 診     | 747人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診 |
|           | 人 間 ド ッ ク 等 | 80人 (特)人間ドック、人間ドック               |

(警察本部長)

| 区 分       | 受診者数        | 備 考                                      |
|-----------|-------------|--|
| 法 定 検 診   | 一般定期健康診断    | 2,775人 一次検診 受診率 100%                     |
|           | 特別定期健康診断    | 620人 有機溶剤使用職員検診、アクアラング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛検診 |
| そ の 他 検 診 | 53人         | VDT作業従事者検診(一次、二次)                        |
| が ん 検 診 等 | が ん 検 診     | 2,793人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診        |
|           | 人 間 ド ッ ク 等 | 937人 人間ドック、超音波検診                         |

b メンタルヘルス対策

| 区 分       | 概 要  |
|-----------|--|
| 知 事 等     | 「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。   |
| 教 育 委 員 会 | 精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施しました。県立学校11校で健康診断時にメンタルチェック票を配布・回収し、希望者に対する面談を実施しました。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。 |
| 警 察 本 部 長 | 警察共済組合と共同で部外カウンセラー(精神科医)による相談事業のほか、心理カウンセラー(精神保健福祉士)によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談(カウンセリング)を実施しました。   |

c 健康相談・健康教育

| 区 分       | 概 要  |
|-----------|--|
| 知 事 等     | 健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。                  |
| 教 育 委 員 会 | 産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー(夏季・冬季)、一日介護講座、電話相談等が行われました。                            |
| 警 察 本 部 長 | 産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、肥満セミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。 |

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

| 区 分       | 委員会名      | 設置数 |
|-----------|-----------|-----|
| 知 事 等     | 総括安全衛生委員会 | 1   |
|           | 安全衛生委員会   | 11  |
|           | 衛生委員会     | 13  |
| 教 育 委 員 会 | 総括安全衛生委員会 | 1   |
|           | 衛生委員会     | 67  |
| 警 察 本 部 長 | 安全衛生委員会   | 18  |

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成25年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

| 区 分       | 概 要   |
|-----------|---|
| 知 事 等     | ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等が、それぞれ行われました。 |
| 教 育 委 員 会 | 共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。   |

○共済組合福祉事業

平成25年度実績

| 区 分  |           | 利用者数    |
|--|-----------|---------|
| 知事等<br>【地方職員共済組合】<br>組合員数 5,878人<br>被扶養者数 7,241人     | 健 診 事 業   | 11,523人 |
|  | 健康づくり事業   | 8,996人  |
|  | 愛 媛 診 療 所 | 3,613人  |
|  | 貸付累計件数    | 998件    |
| 教育委員会<br>【公立学校共済組合】<br>組合員数 13,091人<br>被扶養者数 12,357人 | 健 診 事 業   | 3,935人  |
|  | 健康づくり事業   | 892人    |
|  | そ の 他 事 業 | 11,228人 |
|  | にぎたつ会館    | 85,777人 |
|  | 貸付累計件数    | 2,961件  |
| 警察本部長<br>【警察共済組合】<br>組合員数 2,870人<br>被扶養者数 3,891人     | 健 診 事 業   | 3,944人  |
|  | 健康づくり事業   | 1,761人  |
|  | そ の 他 事 業 | 82人     |
|  | 貸付累計件数    | 947人    |

互助会事業実績

平成25年度実績

(千円)

| 区 分   | 主な保健文化事業  | 事業費    |
|---|---|--------|
| 知事等<br>会 員 数 5,801人<br>会 員 掛 金 123,877千円    | 人間ドック、リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)、生涯設計支援事業 | 64,024 |
| 教育委員会<br>会 員 数 12,475人<br>会 員 掛 金 348,076千円 | 人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成の実施等      | 24,102 |
| 警察本部長<br>会 員 数 3,015人<br>会 員 掛 金 58,929千円   | 資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)、柔剣道指導育成、事件検挙助成等     | 54,828 |

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成25年度実績

(千円)

| 区 分         | 知 事 等     | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 保 健 給 付     | 1,496,191 | 2,877,069 | 892,352   |
| 直 営 保 健 給 付 | 10,816    | 35,278    | 0         |
| 休 業 給 付     | 174,850   | 399,214   | 49,155    |
| 災 害 給 付     | 0         | 0         | 0         |
| 附 加 給 付     | 19,234    | 60,565    | 26,799    |
| 一部負担金払戻金等   | 23,131    | 57,927    | 10,434    |
| 計           | 1,724,222 | 3,430,053 | 978,740   |

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

| 区 分 | 主な給付事業 | 給付総額 |
|-----|--------|------|
|-----|--------|------|



|           |                         |         |
|-----------|-------------------------|---------|
| 知 事 等     | 医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等  | 47,366  |
| 教 育 委 員 会 | 療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等 | 294,294 |
| 警 察 本 部 長 | 死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等  | 5,087   |

### c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

（単位：戸）

| 区 分 | 知 事 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 |
|-----|-----|-----------|-----------|
| 戸 数 | 208 | 425       | 1,085     |

## イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成25年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、166件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

（単位：件）

| 区 分     | 知 事 | 公 営 企 業 管 理 者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|---------|-----|---------------|-----------|-----------|-----|
| 公 務 災 害 | 4   | 13            | 21        | 120       | 158 |
| 通 勤 災 害 | 4   | 1             | 0         | 3         | 8   |
| 合 計     | 8   | 14            | 21        | 123       | 166 |

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成25年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の③のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成25年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の④のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

## 2 人事委員会の業務の状況

### (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

## ア 採用候補者試験の実施状況

平成25年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

### (ア) 採用候補者試験実施状況

| 試験の名称 | 受験資格（平成25年4月1日現在） | 受付期間 | 試験実施<br>年 月 日 |
|-------|-------------------|------|---------------|
|       |                   |      |               |

|                             |  |                    |   |
|-----------------------------|--|--------------------|---|
| 愛媛県職員採用候補者（上級）試験            | ・年齢21歳以上34歳未満の者<br>（保健師のみ20歳以上で受験可）<br>・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者<br>資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者              | 25.5.15<br>~25.6.3 | 〔第1次〕<br>25.6.30<br>〔第2次〕<br>25.7.29<br>~25.8.7     |
| 愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験      | 年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成26年3月末日までに卒業見込みの者  | 25.4.2<br>~25.4.22 | 〔第1次〕<br>25.5.12<br>〔第2次〕<br>25.6.21<br>~25.6.26    |
| 愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験      | 年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成26年3月末日までに卒業見込みの者  |                    |   |
| 愛媛県職員採用候補者（初級）試験            | 年齢17歳以上21歳未満の者<br>（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）   | 25.8.19<br>~25.9.6 | 〔第1次〕<br>25.9.29<br>〔第2次〕<br>25.10.23<br>~25.10.25  |
| 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験         | 短大卒程度<br>年齢20歳以上29歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者   |                    |   |
| 身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 | ・年齢17歳以上34歳未満の者<br>・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者<br>・自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者<br>・活字印刷文による出題に対応できる者 |                    |   |
| 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験    | 年齢17歳以上30歳未満の男子<br>（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）  | 25.8.19<br>~25.9.6 | 〔第1次〕<br>25.10.20<br>〔第2次〕<br>25.11.15<br>~25.11.19 |
| 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験    | 年齢17歳以上30歳未満の女子<br>（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）  |                    |   |

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

| 試験区分     | 採用予定 | 申込者数  | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率  |
|----------|------|-------|------|--------|--------|--------|-------|
| 行政事務     | 43   | 778   | 541  | 86     | 77     | 45     | 12.0倍 |
| 学校事務     | 19   | 200   | 152  | 43     | 42     | 20     | 7.6倍  |
| 警察事務     | 3    | 67    | 52   | 9      | 9      | 5      | 10.4倍 |
| 警察事務（情報） | 1    | 11    | 8    | 3      | 3      | 2      | 4.0倍  |
| 総合土木     | 17   | 61    | 39   | 28     | 26     | 17     | 2.3倍  |
| 建築       | 3    | 15    | 9    | 6      | 5      | 3      | 3.0倍  |
| 農業       | 4    | 33    | 31   | 10     | 10     | 4      | 7.8倍  |
| 林業       | 4    | 12    | 9    | 6      | 6      | 4      | 2.3倍  |
| 水産       | 2    | 19    | 16   | 4      | 4      | 2      | 8.0倍  |
| 電気・電子    | 1    | 18    | 8    | 3      | 3      | 1      | 8.0倍  |
| 化学       | 4    | 60    | 41   | 12     | 8      | 4      | 10.3倍 |
| 機械       | 1    | 10    | 5    | 3      | 3      | 1      | 5.0倍  |
| 薬剤師      | 8    | 20    | 14   | 13     | 12     | 8      | 1.8倍  |
| 保健師      | 4    | 25    | 23   | 8      | 8      | 4      | 5.8倍  |
| 保健師（警察）  | 1    | 6     | 6    | 3      | 3      | 2      | 3.0倍  |
| 合計       | 115  | 1,335 | 954  | 237    | 219    | 122    | 7.8倍  |

b 愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験 (単位：人)

| 試験区分         | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|--------------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 警察官（男性）（大学卒） | 47   | 492  | 424  | 146    | 114    | 75     | 5.7倍 |

c 愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験 (単位：人)

| 試験区分         | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|--------------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 警察官（女性）（大学卒） | 14   | 132  | 114  | 57     | 40     | 21     | 5.4倍 |

d 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率  |
|------|------|------|------|--------|--------|--------|-------|
| 一般事務 | 9    | 132  | 120  | 21     | 17     | 10     | 12.0倍 |
| 警察事務 | 2    | 34   | 32   | 6      | 6      | 3      | 10.7倍 |
| 合計   | 11   | 166  | 152  | 27     | 23     | 13     | 11.7倍 |

e 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

| 試験区分      | 採用予定    | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率  |
|-----------|---------|------|------|--------|--------|--------|-------|
| 短大卒<br>程度 | 臨床検査技師  | 2    | 28   | 22     | 4      | 4      | 11.0倍 |
|           | 診療放射線技士 | 4    | 18   | 15     | 8      | 7      | 3.8倍  |
| 合計        | 6       | 46   | 37   | 12     | 11     | 6      | 6.2倍  |

f 身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 一般事務 | 若干名  | 9    | 8    | 5      | 5      | 3      | 2.7倍 |
| 警察事務 | 若干名  | 2    | 2    | 1      | 1      | 1      | 2.0倍 |
| 合計   | -    | 11   | 10   | 6      | 6      | 4      | 2.5倍 |

g 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

| 試験区分           | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|----------------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 警察官（男性）（高校卒程度） | 33   | 439  | 311  | 100    | 87     | 51     | 6.1倍 |

h 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

| 試験区分           | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|----------------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 警察官（女性）（高校卒程度） | 8    | 103  | 66   | 24     | 23     | 15     | 4.4倍 |

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。  
平成25年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考 (単位：人)

| 職群 | 級 | 代表的な職 | 知事 | 公営企業管理者 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計 |
|----|---|-------|----|---------|-------|-------|----|
|    | 1 | 主事・技師 | 3  |         |       | 2     | 5  |
|    | 2 | 主事・技師 | 2  |         |       |       | 2  |
|    | 3 | 係長    | 2  |         | 4     | 3     | 9  |
|    | 4 | 専門員   |    |         | 22    | 1     | 23 |

|        |   |            |    |     |    |    |     |
|--------|---|------------|----|-----|----|----|-----|
| 行政職    | 5 | 課長補佐       | 1  |     | 2  | 1  | 4   |
|        | 6 | 本庁課長       | 2  |     | 10 | 1  | 13  |
|        | 7 | 参事         | 3  |     | 1  |    | 4   |
|        | 8 | 本庁局長       | 2  |     |    |    | 2   |
|        | 9 | 本庁部長       | 1  |     |    |    | 1   |
| 公安職    | 1 | 巡査         |    |     |    | 5  | 5   |
|        | 2 | 主任         |    |     |    | 5  | 5   |
|        | 3 | 係長         |    |     |    | 3  | 3   |
|        | 4 | 係長         |    |     |    | 6  | 6   |
|        | 5 | 課長補佐       |    |     |    | 7  | 7   |
|        | 6 | 本部課次長      |    |     |    | 2  | 2   |
|        | 7 | 本部課長       |    |     |    | 5  | 5   |
|        | 8 | 部長         |    |     |    | 2  | 2   |
|        | 9 | 部長         |    |     |    |    | 0   |
| 研究職    | 1 | 研究員        |    |     |    |    | 0   |
|        | 2 | 主任研究員      |    |     |    |    | 0   |
|        | 3 | 主任研究員      |    |     |    |    | 0   |
|        | 4 | 首席研究員      |    |     |    |    | 0   |
|        | 5 | 機関の長       |    |     |    |    | 0   |
| 医療職(一) | 1 | 技師         | 2  | 23  |    |    | 25  |
|        | 2 | 係長・医長      | 1  | 8   |    |    | 9   |
|        | 3 | 保健所課長・病院部長 |    | 5   |    |    | 5   |
|        | 4 | 本庁課長・副院長   |    | 3   |    |    | 3   |
|        | 5 | 医監         |    |     |    |    | 0   |
| 医療職(二) | 1 | 技師         |    | 1   |    |    | 1   |
|        | 2 | 技師         | 4  | 3   |    |    | 7   |
|        | 3 | 主任         |    |     |    |    | 0   |
|        | 4 | 係長         |    |     |    |    | 0   |
|        | 5 | 専門員        | 1  |     |    |    | 1   |
|        | 6 | 地方機関の課長    |    |     |    |    | 0   |
|        | 7 | 薬剤部長       |    |     |    |    | 0   |
| 医療職(三) | 1 | 技師         |    |     |    |    | 0   |
|        | 2 | 技師         | 2  | 99  |    |    | 101 |
|        | 3 | 主任         | 1  |     |    |    | 1   |
|        | 4 | 係長         |    |     |    |    | 0   |
|        | 5 | 専門員        |    |     |    |    | 0   |
|        | 6 | 副看護部長      |    |     |    |    | 0   |
|        | 7 | 看護部長       |    |     |    |    | 0   |
| 技能労務職  |   |            |    |     |    |    | 0   |
| 合計     |   |            | 27 | 142 | 39 | 43 | 251 |

(イ) 昇任選考

(単位：人)

| 職群 | 級 | 代表的な職 | 知事 | 公営企業管理者 | 人事委員会 | 議会議長 | 代表監査委員 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計 |
|----|---|-------|----|---------|-------|------|--------|-------|-------|----|
|    | 3 | 係長    |    |         |       |      |        |       |       | 0  |
|    | 4 | 専門員   |    |         |       |      |        |       |       | 0  |

|        |        |            |       |    |    |   |   |    |    |    |
|--------|--------|------------|-------|----|----|---|---|----|----|----|
| 行政職    | 5      | 課長補佐       |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 6      | 本庁課長       | 19    | 1  |    |   |   | 4  | 24 |    |
|        | 7      | 参事         | 35    | 5  | 1  | 1 |   | 3  | 45 |    |
|        | 8      | 本庁局長       | 20    | 1  |    |   |   |    | 21 |    |
|        | 9      | 本庁部長       | 7     | 1  |    |   |   |    | 8  |    |
| 公安職    | 2      | 主任         |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 3      | 係長         |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 4      | 係長         |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 5      | 課長補佐       |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 6      | 本部課次長      |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 7      | 本部課長       |       |    |    |   |   | 14 | 14 |    |
|        | 8      | 部長         |       |    |    |   |   | 5  | 5  |    |
|        | 9      | 部長         |       |    |    |   |   | 3  | 3  |    |
|        | 研究職    | 2          | 主任研究員 |    |    |   |   |    |    | 0  |
| 3      |        | 主任研究員      |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
| 4      |        | 主席研究員      |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
| 5      |        | 機関の長       |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
| 医療職(一) |        | 2          | 係長・医長 |    |    |   |   |    |    | 0  |
|        | 3      | 保健所課長・病院部長 |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 4      | 本庁課長・副院長   |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 5      | 医監         |       | 18 |    |   |   |    | 18 |    |
|        | 医療職(二) | 4          | 係長    |    |    |   |   |    |    | 0  |
| 5      |        | 専門員        |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
| 6      |        | 地方機関の課長    |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
| 7      |        | 薬剤部長       | 4     | 1  |    |   |   |    | 5  |    |
| 医療職(三) |        | 4          | 主任    |    |    |   |   |    |    | 0  |
|        | 5      | 専門員        |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 6      | 副看護部長      |       |    |    |   |   |    | 0  |    |
|        | 7      | 看護部長       | 2     | 3  |    |   |   |    | 5  |    |
|        | 合 計    |            |       | 87 | 30 | 1 | 1 | 0  | 7  | 22 |

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

| 階級      | 昇任者数 |
|---------|------|
| 警 視     | 17   |
| 警 部     | 6    |
| 警 部 補   | 4    |
| 巡 査 部 長 | 0    |
| 合 計     | 27   |

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

## ア 報告の日及びその相手方

|             |            |
|-------------|------------|
| 報 告 の 日     | 平成25年10月8日 |
| 報 告 の 相 手 方 | 議会議長及び知事   |

## イ 報告の概要

## (ア) 県職員の給与と民間給与との比較

## a 月例給

平成25年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均60円(0.02%)下回っています。

|           |          |                           |
|-----------|----------|---------------------------|
| 民間給与 (A)  | 383,889円 | 較 差 (A - B)<br>60円(0.02%) |
| 県職員給与 (B) | 383,829円 |                           |
| 減額措置後 1   | 383,397円 | 492円(0.13%)               |
| 減額措置後 2   | 358,565円 | 25,324円(7.06%)            |

県職員給与(B)の欄は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置がないものとした場合に支給されることとなる給与を基礎として算出したものであり、平成25年4月時点での同条例による減額措置後の県職員の給与(383,397円)と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均492円(0.13%)下回っています。(1)

また、同年7月時点での同条例による減額措置後の県職員の給与(358,565円)と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均25,324円(7.06%)下回っています。(2)

## b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は3.97月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合(3.95月分)が民間における年間支給割合を0.02月分下回っています。

## (イ) 県職員の給与

## a 給与の改定

## 給料表の改定

公民給与の較差が極めて小さいことから、改定していません。

## 期末・勤勉手当

民間の特別給(ボーナス)の支給割合とおおむね均衡していることから、改定していません。

## b 給与制度の総合的見直し等

本年(平成25年)の人事院勧告において、給与構造改革に関する勧告から8年が経過し、社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、給与減額支給措置終了後、給与制度の見直しを実施することができるよう、所要の準備を進めることとされており、今後の動向を注視する必要があります。

## (ウ) 公務運営に関する課題

## a 人材の確保・育成

複雑化する行政課題に対応し、効率的で質の高いサービスを提供するため、受験者の状況などを見極めながら、多様で有為な人材の確保策を幅広く検討する必要があります。

また、分権型社会を見据えて、研修を通じた能力開発型の人材育成に加え、現場による実践型人材育成を推進する必要があります。

## b 雇用と年金の確実な継続について

再任用制度を活用した当面の措置として、常時勤務を要する職を含めた多様な勤務形態の検討を進めるとともに、能力と経験を活用できる職務への配置を行うなど、制度の円滑な実施に努める必要があります。

また、国における段階的な定年引上げも含めた検討の動向を注視するとともに、再任用職員に対する給与上の措置等について検討する必要があります。

## c 仕事と生活の両立支援の推進

男性職員の育児休業取得率は、いまだ極めて低い状況にあり、積極的な啓発活動を行うとともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに一層取り組む必要があります。

また、人事院が意見の申出を行った配偶者同行休業制度については、本県においても適切に対応する必要があります。

d 超過勤務時間の縮減及び年次有給休暇の取得促進

長時間に及ぶ勤務は、依然として特定の部署や職員において見受けられるほか、学校現場においても長時間に及ぶ勤務の実態が指摘されているため、職員一人ひとりが計画的・効率的な事務処理を心がけるとともに、業務執行リーダーが中心となって、改善に向け一層取り組む必要があります。

また、年次有給休暇についても、取得しやすい職場環境づくりに努める必要があります。

e 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者等は依然として多数に及ぶ状況にあり、復職支援、再発防止などのメンタルヘルス対策に一層取り組む必要があります。特に管理職員は、コミュニケーションアップに努めるなど、相談しやすい風通しの良い職場環境づくりに努める必要があります。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントについては、引き続き未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要があります。

### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

平成25年度中の要求件数、終結件数及び平成26年度への繰越件数はいずれもありません。

### (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、不服申立てをすることができるとされています。

平成25年度中の申立件数、終結件数及び平成26年度への繰越件数はいずれもありません。

### (5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成25年度中の処理件数は2件です。